

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1-181）」

2. 日時：令和4年10月25日（火） 13時30分～16時20分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、岸野主任安全審査官、田尻主任安全審査官、大岡安全審査官、上出安全審査官、武田安全審査官、清水係員

日本原燃株式会社 大柿 専務執行役員

再処理・MOX燃料加工安全設計総括 他34名

東京電力ホールディングス株式会社 サイクル技術グループ
グループマネージャー

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子燃料部門
原燃計画グループリーダー 他1名

電源開発株式会社 原子力技術部 原子燃料室 上席課長

東北電力株式会社 原子力部 原子力技術 担当

大成建設株式会社 原子力本部 原子力構造技術部 第二計画室長 他2名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）

「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html

- ・ 令和4年10月12日
「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年10月18日
「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年10月21日
「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい、向こうを開始しました。
0:00:02	あと規制庁シミズですと。それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始しますと本日のヒアリングは令和2年12月24日に申請があった設工認申請について、
0:00:14	資料をもとにヒアリングにて事実確認を行うものになります。
0:00:18	浜崎清町は出席者を紹介いたしますと本庁会議室からオオオカシミズとその他WEBからコサクた時、
0:00:28	以上になります。
0:00:30	それでは日本原燃の方から出席者の紹介をし議題の構成を説明した上で資料の説明を開始してください。
0:00:39	御礼のナカハマでございます。
0:00:42	日本原燃側の出席者を紹介いたします。
0:00:47	ムラヤマ。
0:00:48	と思う。
0:00:49	タカハシイシハラサガワ。
0:00:53	北川。
0:00:54	藤野。
0:00:56	仲シミズ。
0:00:58	岩上。
0:01:00	伊奈。
0:01:01	大橋。
0:01:03	普通の、
0:01:04	牛田キクチ
0:01:07	チダ。
0:01:08	指導。
0:01:10	プラントン
0:01:11	ナリタ。
0:01:12	ツルタ。
0:01:14	仲。
0:01:15	佐藤サクラバ。
0:01:18	ミヤモト。
0:01:20	8式。
0:01:22	ナカヤ。
0:01:23	今津も、
0:01:25	クドウ、
0:01:26	オガセ、

0:01:28	シフ、
0:01:29	タカハシ、
0:01:31	オオヤマ、
0:01:32	スギタ、
0:01:34	ナカハマ、
0:01:36	大成建設様より、タカハシ様。
0:01:39	河上様、瀬様。
0:01:42	以上となります。
0:01:44	本日ご確認いただきます資料でございますけれども全断面協議させていただいてございます。
0:01:51	外傷の落雷関係、外着 0-11 外来 01
0:01:59	ロビー03。
0:02:01	あと、000 立地関係で幹事関係で確認いただいた後、耐震建物 13 という流れでご説明を差し上げます。
0:02:12	それでは、外来 00-01 から説明を開始させていただきます。
0:02:20	はい、上西原でございます。
0:02:23	カミナリ落雷の方でございますが 001、レビジョン 9 ということで 10 月 12 日に提出をさせていただいております。
0:02:32	これまでのヒアリングの相手に踏まえまして別紙 1 別紙 4 を中心に修正を、
0:02:39	させていただきます。
0:02:41	修正点のご説明をさせていただきます。まず右下 6 ページから別紙 1 が続いておりますけども、
0:02:50	最初のラック第 3.3. 6 の頭、(1) の防護すべき設備設計方針のところでございますが、
0:02:58	00 分として想定外の落雷に対しての安全機能を損なわない設計とすると 言った上で、この落雷については最終施設の特徴であります。とうち道路 路繋がって、ケーブル等が繋がっていて、
0:03:12	落雷を影響を受ける可能性があるということを踏まえた上で、目撃代の話 と間接内の話それぞれに対しても、大概設計をしますよということを書 いております。
0:03:24	また、右下のページの次の段落でございます。前回までは防護対象施設 の話とそれを収集する建屋の話をしてましたが、
0:03:34	何か特に申請対象になってます。プロジェクト、竜巻部、ことによって 簿設計としては防護ネット上で、その設計を行うと。
0:03:47	ありますのでこういった

0:03:49	防護対象施設を構築物が両方考慮しますよということがわかるように記載を見直してございます。
0:03:57	はい。あとそれ以外のところにつきましては西田。
0:04:03	12ページの直撃のところ、これ全体の構成を考えた上で整理をしますけども、
0:04:11	すみませんちょっと戻っていただいてちょっと私は飛ばしてしまいました11ページですかね。
0:04:17	170キロあって落雷を考えるというのを前提にまず考えながらの落雷の特徴という、高い建物構築物にその発生しやすいということを考えた上で、
0:04:29	最終施設、事業所の全体を見渡してみると一番高いのが島内と、その次の高いものとしては生涯教育以外のアキレスのいろんな下は、鬼頭でありますのでそういったものも含めた上で、
0:04:44	それは消費税等をキャッチアップする、それは菅喜多みたいにどういった規模の落雷をキャッチアップするんだ、では建物がどういう規模なのかということ整理をして、
0:04:56	それ以降の設計の見解をするという形で整理をさせていただいてございます。それを踏まえた上で10ページ以降の特別経営の設計方針、
0:05:06	外の記載を整理をさせていただいたということでございます。
0:05:10	西田13ページからの拡大の話については、最終で取り合っている部分はどんなものがあって、
0:05:17	事を、説明をちゃんとした上でそういった対象物明らかにしてあげるといって設計を補助にしていくのかという見解に整理をさせていただいたということでございます。
0:05:28	市長あまりそういうところを修正してございます。続きまして、別紙4でございますが、別紙についてで、
0:05:36	西34ページから別紙うちが始まっております。
0:05:42	程度先ほど基本設計方針である別紙1を受けた形で整理をしたということでございますが、記載を整理をさせていただきました。
0:05:51	また、別紙の2は、右下51ページから、
0:05:57	なっておりますここについては、
0:06:00	まず一つは環境、竜巻集まりや薬剤部対象施設を構築物というものを、
0:06:07	強行する施設に制定をするということで、そこ書き下しをさせていただいてございます。
0:06:14	53ページから、(5)番ということで、連絡来防護対象施設が始まって四半期等があった後で、ちょっと54ページに動きが書いてますけどこれを安全冷却水
0:06:26	極東分は、いわゆる括弧ぐらいに入るところなんですけども、

0:06:30	そういったものを全体的に、ナカヤ影響を考慮するというのが外側のものがあるので、そちらを供給する施設に設計をしますよといったような(3)番につなげているというところでございます。
0:06:44	説明が2. ということでその下から始まってございまして、対象施設についてちょっと列挙して大分、全体を書きましたので、数が多くなってしまいました。
0:06:56	それぞれ、施設の総量作業というところで、開発によるすべて提供させていただきました。
0:07:05	また、右下 66 ページから領域設備も含めて全体を必要にピックアップして書いているということでございます。御説明がそれぞれ、
0:07:17	縦型に跨っているかについては補足説明資料の方で整理をさせていただいたということでございました。
0:07:24	はい。あとは、
0:07:27	別紙をさば先ほども、施設に対してそれぞれ分母を設計をするのかというふうに展開をしております。
0:07:37	今回は全体の中でも
0:07:41	これは防護対象施設を構築物に対する防護設計の話が対象になりますので、右下 78 ページからの展開ということで記載をさせていただいております。
0:07:53	80 ページにあります表も前は冷却塔とネット等いろいろ書いてましたけども今回考慮する施設が何なのかを明らかにしたことということを受けましてグループを対象にして、それぞれ実績をするのかということをお示した上で下に図概念図でございますが、
0:08:11	こういった設計なのかということを示させていただいたと、ということでございます。
0:08:16	はい全体としては、こういったところを修正したということで説明してご説明は終了させていただきます以上です。
0:08:24	はい。
0:08:26	まず、ちょっと今外部衝撃形で全体的に話題に上がっているすみません。はい、規制庁、はい。繋がってますかね。そうです。
0:08:37	はい、規制庁他ですすみません頭にしていました。
0:08:40	はい。
0:08:43	説明ありがとうございました。
0:08:46	まず、
0:08:48	ちょっと基本設計方針等の確認に入る前に、ちょっと今外部衝撃で、
0:08:55	のところで話題に上がっている、まず、安重建屋の扱ってというのが、今回
0:09:01	別紙 4-2 の 52 ページ。

0:09:03	の2.1. 2とかに入って、
0:09:07	できていませんが、その辺どういう整理になりそうかっていうの、
0:09:11	少し説明いただけますでしょうか。
0:09:14	はい。申し訳ございません日本列車でございます。はい。整理としては昨日、火山ですかね、で話をしたものと一緒だと思ってます。ちょっと資料の修正のタイミングで、つきませんで今回まだ古い状態になってます。
0:09:28	これ、臭く物からご説明させていただいて勝家とやりとりがあったものを確認してございますので、それを修正をしたものをちゃんと八鍬の方に展開をさせていただきます。
0:09:42	同じように、前処理分離精製とあとウランプルトニウム座礁建屋、これガラス固化建屋については、
0:09:52	アプライ防護対象施設を収納する建屋である整えれ自体が防護対象施設を防護対象施設になるということで、それぞれ必要なものとしてピックアップした上で、
0:10:04	やるべき設計を添付書側でも展開をしていくということをさせていただこうと思っております。以上です。はい、規制庁課ですわかりましたじゃ、引き続きそこはよろしく申し上げます。阿藤。
0:10:16	火災防護設備の整理っていうのも、
0:10:19	ありまして、今回、それも追いついてないんだと思うんですが、どういう、
0:10:25	ふうに整理されそうかっていうのを、
0:10:28	目星等ありますでしょうか。
0:10:31	はい。根井社でございます。はい。火災防護設備は特に今回の申請対象設備にするというやりとりがありますぼう。
0:10:41	冷却塔に対する感知器の話でございますが、
0:10:46	具体的に感知器自体の安全上ルールということでいくと、物質の結晶6ページで防護対象施設があり得るかということ、防護対象安全ではないので防護対象施設には、
0:10:57	ならないと思っておりますので合計した7ページであります。落雷防護対象施設等以外を、利益の有する施設だと。
0:11:06	これは設計の対応ということになると思っております。
0:11:10	これ火災、最後設備の方の0001の方でも屋外の火災感知器の話を、
0:11:18	うたってますてその凍結とか、風水害に対する設計上の考慮を書いてますけども、落雷としては特にターゲットには特別にしていないということもありますので、今回は、
0:11:31	当社7ページのところの対象でおるんだらうということで整理をしてございます。

0:11:35	事実関係としましては、
0:11:38	ラックランドこれに重なるかカミデ01という個別で補足説明資料の中に、
0:11:45	防護ネットの内側に入っている感知器の図は、配置図がございます具体的には、補足説明資料の3-1というところ。
0:11:55	これを見ますと、感知器自体はすべて防護ネットの内側に配置をされるということで、
0:12:02	今回
0:12:03	整理をさしていただきました冷却という構築物である小峯、
0:12:10	落雷の冒頭、防護設計を大概設計をする対象にするということで、
0:12:15	セトガワに避雷設備とかをつけることによって、感知器を八鍬からの影響を防止できると、影響自体を考慮
0:12:24	協会のように、対応ができるというふうに考えてございます。以上です。はい規制庁課です。それ自身は、楽々の対象施設がないということで、
0:12:37	と、当然ながら波及的影響はちゃんと検討すると、その辺はちゃんと
0:12:44	添付で触れた上で補足で書き下すというそういう認識でよろしいでしょうか。
0:12:51	はい。運営記者でございますはいおっしゃっていただいている通りかと思えます波及影響として
0:12:58	具体的には設置法が接続されないようにして、か考えサイズの影響が来ないようにということも、設計上は考慮した上で、
0:13:08	整理をしますのでそういったことがわかるように、記載をさせていただきますと思います以上です。はい。規制庁岡です。よろしく申し上げます。今の関係で規制庁側から確認等ありますでしょうか。
0:13:21	特にないようでしたら、説明いただいたところからちょっと順に確認、数点確認させていただきます。
0:13:30	まず先ほども説明ありました通り、
0:13:34	構造体利用の部分が方針として、しっかり
0:13:39	記載されてきたというところで、この辺でライフわかりやすくなりました。あと、前回ちょっとコメントした判例なんかも大分改善されて、
0:13:49	非常に資料が確認しやすくなったと思います。
0:13:53	ちょっとその構造体利用のところに関連して、
0:13:57	なのですが、
0:13:58	先ほどの説明
0:14:00	の、

0:14:01	2段落目に、
0:14:04	落雷防護対象施設を構築物というふうに追加
0:14:08	これが説明をずっと、
0:14:10	あるんですが、この説明がちょっと唐突というか、
0:14:17	それはその通りなんですけど、落雷ポーンの観点ではまず金属製っていうことが、
0:14:23	前提であったり、
0:14:25	あと字数でし、言っているその構造、構造体利用っていう、
0:14:31	ことが、
0:14:32	前提で、こういう、
0:14:34	落雷後も対象施設を覆う構築物としてここでエントリーできると思うので、その辺を少し明確に補足しておいた方がいいかなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。
0:14:49	はい。西原でございますはい。まずはおっしゃっていただいている通り唐突であるという認識がございます。いきなりこれが出てくるので、冷却塔自体はそもそも金属製で落雷の影響を考慮しなきゃいけないものだと。
0:15:03	いうこととおっしゃっていただいたように
0:15:05	月別みたいなものを利用するという意味での企画前後、設計の考え方ですね、こういったものを取り込んだ上で、こういうものがありますよということが義務づけて出てくるようにです。
0:15:18	ちょっともうちょっと文章を7ページの一番下側の文章を整理をして記載をさせていただきたいと思います。以上です。
0:15:26	はい。規制庁勝です。7ページの下とおっしゃいました。6ページ。
0:15:31	失礼しました。すいません。はい、規制庁からですね6ページの上の、また書きのところを追加していただいて、前提として、しっかり説明するという。
0:15:42	方針ではあるもののこの説明はですね、間接ラインに対する説明がずっと、
0:15:49	続いた中で、直接ラインによる再処理施設への影響及び間接ラインによる雷サージによる影響というふうに、何かその、
0:15:57	直接ラインと間接ラインの扱いのメッシュもちょっと違って、こちら辺で少し再処理施設で、竜巻防護対策設備というのがあってそれが金属たい。
0:16:09	金属の金属製であって、当日の構造体利用、
0:16:13	ができるようなものなんですということがあった上で、
0:16:17	直撃来若生関節来若生というような、

0:16:21	説明があれば少し流れがよくなるのかなと思うんですがその辺いかがですか。
0:16:27	はい、上西でございます。今おっしゃっていただいたのは今確かにまた書きで書いてあるところ関節大の話の特徴を書きながらいきなり直流くらいに対すると書いてあるので、
0:16:38	まずとっ曲げ嫌いを考えるときの最初の施設の特徴って何だというところに、今先ほどの防護ネットみたいなやつの話も入れて、かつそれ以外は、間接材としてこうすべきこととしては、
0:16:50	広範囲に分散して建屋間のケーブルが設置されているということ考えた上で、決断のことも考えるんだよという、そういった書き足しをそれぞれしていくという理解をしましたでしたがそれでよろしかったでしょうか。はい、規制庁です。はい。私も
0:17:05	つもりで言ってますので。はい。それ、
0:17:09	もし、その辺、検討いただければと思います。
0:17:15	はい、石田でございますはい承知いたしました。
0:17:18	規制庁課です。引き続き、11 ページ目。
0:17:22	の、
0:17:23	ところここも先ほどちょっと説明がありまして集排気塔を除く、落雷防護対策対象施設等というふうに、追加いただいたんですが、
0:17:33	その段落、2 段落目のまた書きのところはですね、
0:17:38	2 行目、集配機等々の高い構築物に適格されるため、押されやすいためというふうになっていて、
0:17:47	これが後で説明される北換気塔とか低レベルの、
0:17:53	配当とかだと思うんですが、
0:17:56	そこで頭をつけてこう、いろいろありますよって言っておきながら後の分で主排気等除くっていうふうに、それだけを除けばいいみたいに、
0:18:05	なっています、ちょっと繋がりが悪いかなっていう施設ということはわかるんですが、
0:18:12	少し何かケア、フォローしといた方、CHASTE と言った方がいいかなと思うんですが、その辺いかがでしょう。
0:18:20	はい。乳井石原でございますはい。おっしゃっていただいていることは理解をしました
0:18:26	さっき言ったやつの、確かにその前で頭使っているのここ出てこない。付けなかった理由はおっしゃっていただいた通り、防護対象施設か否かで書き分けてはいるんですけど、ここでやりたいのは、
0:18:39	主落雷を考慮しなきゃいけないよタテウチ建屋とか屋外の構築物みたいなものに対して何キロアンペアがこれを考えるんだということを前提が

	繋がればいいのでちょっと上まで使ってる等々の関係も含めて、もうちょっと、もう少し記載を整理をして、
0:18:58	場がないようにさせていただきたいと思います。以上です。はい。規制庁甲斐ですよろしくお願いします。
0:19:04	あと似たような話ではあるんですが12 ページ目のところで、
0:19:12	4 段落目ですかねまた書きで、そういうその高い構造物も集排気塔と同じように設計しますっていうような、また書きが追加されて、
0:19:22	ここはちょっと念のための確認なんですけど、
0:19:25	丹羽修排気塔と同じ 270 キロアンペアの、
0:19:31	落雷に対しても健全性を担保するとかそういうことを説明するとそういう認識でよろしいですよ。
0:19:42	はい、植野石田でございますはい
0:19:45	の総数で書いてある旧校舎がちょっと私今書いた文章の趣旨がすっ飛んでしまったのでは、ちょっと事実確認した上で、この内容を適切な設計の文章にさせていただければと思います基本的には、
0:19:59	570 と 150 の間を受け持たなきゃいけないところもありますので、そういったことを考えて必要な設計を行うというつもりで、患者と思ってました。以上です。はい、規制庁かちょっと。
0:20:10	わからなくはないんですがちょっと薄いかなと。
0:20:14	今の表現、そこら辺が見えてこないような曖昧さが少しあるなと思いましたので、また実学年 2 号の上、
0:20:23	少し、明確できるところがあれば、
0:20:26	していただければと思います。
0:20:29	当軽微な話ではあるんですが 15 ページ目の、
0:20:35	最後の、
0:20:37	C ポツの最後のポツに二つ目のポツですね、落雷によりのところ、ここ、
0:20:44	ちょっと前回も少しいろいろ気実かけに聞いた話ではあったんですが、
0:20:50	工程を停止するかまたは、再処理施設を安定した状態に行ってここを何か
0:20:56	あるような表現になっているという非常に小さいことですが、
0:21:00	すること、またはとかそういうふうにとちょっと表現を検討いただければと思います。
0:21:07	はい、乾西原でございますはいおっしゃっていただいたと理解をしましたので文章として適切に修正をさせていただきます。以上です。はい。規制庁、浦です。基本設計方針は、以上で、あとはちょっと設営と別紙の 4、
0:21:23	添付の方に、

0:21:24	幾つか確認させていただきます。まず、別紙4-1で、
0:21:28	39ページからのところ、荷重の組み合わせのところ、
0:21:34	今回
0:21:35	明確化ということで、
0:21:39	aぽつとかbぽつとかで全部
0:21:42	がくらん雷撃は落雷による雷撃は荷重を与えるものではなくというふう に返ってきたんですが、
0:21:48	らくらいい方、衛藤氏、
0:21:51	荷重を与えるものだというふう理解してたんですがここの記載の意図 って何なんでしょう。
0:22:06	はい。日本原燃石原でございます。はい。
0:22:09	荷重の設定として279アンペアと言ってる人がいきなり荷重を与えるも のではないって確かに日本語おかしな話になってますので、ここでっ ていうのは竜巻で与えるような荷重風荷重であったり気圧差数によってそ れとどういう同等。
0:22:27	性荷重、
0:22:30	オンラインでの荷重が加わりませんよと、いうことを言いたかったん ですけどそれは確かにこの文章伝わらないので、もうちょっと文章を工夫 したいと思います。以上です。
0:22:40	はい、規制庁課です。大体こういうの因果関係と時間的なもの、時間的 観点で整理されているのでちょっとわかるようにしていただければと思 います。
0:22:52	別紙4-1は私から以上で次、別紙4-2の方。
0:22:56	先ほどの安重建屋の整理と、火災防護設備の整理はまたよろしくお願 いします。52ページからの、
0:23:07	ところで、
0:23:11	2.1. 2の、
0:23:13	直営嫌いの基本方針のところここで270キロペアを中計嫌い。
0:23:19	を補足することを担保する落雷防護設備ってというのがこういうところ で、
0:23:25	見えてきたらいいんじゃないかなと思うんですが、
0:23:31	いかがですか。
0:23:34	はい。入園者でございますはい。ちょっとおっしゃっていただいているの はよくわかります東京支社がわざわざ荷重のレベル感が違いますよとい うことを言ったのかずこれ全部同じラインに並んでしまっているのでは ちょっとその仕分けをした上で、

0:23:50	ルールを、設計の状況にするのかっていうグループがわかるように整理をさせていただければと思います。以上です。はい。規制庁、認識は多分共有されていると思いますのでよろしくお願いします。
0:24:06	54 ページからの 2.2. 1 のところここも説明いただいた通りなんですが、ちょっと、
0:24:13	継続性行す。
0:24:16	設備系統が全部こう載っている感じに、
0:24:20	なっていて、ちょっとずつ来これ自身がどこの区分に存在するのかとか、特に (1) ですね。
0:24:28	(3) なんかは結構丁寧にここの空君のここのメタクラとかいろいろ書いてくれているんですが、(1) がちょっと、
0:24:36	もう少しグルーピングするなりしてわかりやすくしていただきたいなというところですが、その辺はいかがでしょうか。
0:24:44	はいユニシアでございますはい。すいません。正直私もバーナが出るなと思ってちょっとグルーピングできないかなと思ってましたので、それを、
0:24:54	個別の不足実が 03 に入ってる表のそれぞれ以降使えてますけどこれの方、それぞれの過程をグルーピングすれば、ちょっとまとまったりリストになると思いますんで、
0:25:06	そういう工夫をさせていただければと思います。以上です。はい。規制庁加賀です。それで、全く見やすくなるかと思しますのでよろしくお願いします。この前段のところの文章なんですが、
0:25:19	ずっとこれ計測制御系統施設等というふうに明記されずに、何が抽出されるのか。
0:25:27	微妙に明記しているようでしてない状態でずっと続いてきて、2.2. 2 でいきなり継続性、制御系統施設と
0:25:42	放射線監視設備と電気設備っていうのが明記されて、とりあえずこれらが上がるっていうことをもう少ししっかりわかるように前段のところで書いていただきたいんです。
0:25:53	その辺いかがでしょうか。
0:25:57	はい。乳井西原でございますはい。そうですね今の A-1 で書いてある建屋間の取り合いがある物件が、計測制御施設、
0:26:10	放射線監視等、電気設備であるってことをもう一度ご意見を書いた上で下との繋がりがわかるように展開をさせていただきたいと思います。以上です。
0:26:20	はい、規制庁岡です。よろしくお願いします。あとちょっと、念のための確認というかですね。
0:26:27	56 ページ目の二つ目に、抽出されているせん断機せん断。

0:26:34	刃1線ナンバー1ですかね。これは設備リストの方を見ると、その後ろの括弧がなくて、
0:26:42	この
0:26:44	まずそれって同じ設備なのかそれとも何か別の固有な設備なのかっていうところをちょっと伺いたいんですが。
0:26:52	これそもそもどういう設備で、
0:26:54	その設備リストにあるものとの関係とかちょっと説明できますでしょうか。
0:27:00	はい。日本の西原でございます。はい。これ自体は、ちょっと同じものかどうか、技術関係をまず確認をさせていただきます。
0:27:10	せん断機については、せん断ダアー自体を、全部、
0:27:15	英語で動かしながら戦乱期では燃料オオオカんしていくと、VAT課長のブレード講座トロリーということで千田がついてる通りみたいなやつのお話をしています。
0:27:27	これ後退させるん一井がですね、ここまで下がっているわけじゃないけど、制限値が確かあったはずで、
0:27:34	クラウン、
0:27:36	その欄は、自体をどういう形になってるかを、絵を示さないと多分わかりづらくてですね。
0:27:42	どこまでも下がっていくと切りたい場所が違う場所になってしまうので交代中制度にしています。そういった声を、そういったのはずですので、これは多分P捨てるだった気がしてます傾向がありますので、
0:27:56	これをやってるかどうか、今一度確認した上で設備関係は、整理をさせていただきます同じルールで書かないと一対一に繋がりませんので、そこは整理をさせていただきます。以上です。
0:28:07	はい。規制庁岡です。何か、特にPWRっていうところが気になって右側ものものとは違うのかなとか、何かそういうところを少し思った時代なんで、
0:28:18	その辺またすでにお願ひしますと全部、
0:28:21	一対一で0.1ってチェックしたわけじゃないので、その辺減免の方でしっかり
0:28:28	設備リストとの関係というのをちょっと整理しておいていただければと思いますのでよろしくお願ひします。
0:28:36	はい。石田でございますはい当然やらなきゃいけないことですね承知いたしました。やらさせていただきます。はい。
0:28:43	あと別紙4-3-79 ページ名の、
0:28:48	AとDぼつ。
0:28:50	7379 ページ目。

0:28:52	の2ポツなんですけど、
0:28:55	ここがですね、
0:28:58	金属製構造体の説明がずっとこうあるんですが、
0:29:05	最終的に金属製構造体に対する方針みたいなものが、
0:29:10	なくて、
0:29:12	例えば材料としてこういうものを使うとか、
0:29:15	断面積は何ぼ以上とかそういうものって、
0:29:21	構造と医療の場合は決まってないんでしょうか。
0:29:28	はい石原でございます。はい。こういうデータ利用として多分条件が確かあったと思うんですけども、それぞれの時点で、どういう条件だったかが即答できないところもあるので調べた上で、
0:29:40	必要なお意見があればこの中で展開をして書かさせていただきたいと思えます。以上です。はい。規制庁加瀬ですちょっと落ちでかつ、今回申請対象の構造体でありながら、一般的な方針だけが、
0:29:53	述べられている状況ですので、ちょっと構造体の方も少し充実化できるのであれば、方針に基づいて、
0:30:00	記載していただければと思います。
0:30:02	00 関係私から以上なんですけど、規制庁側から確認したいことありますでしょうか。
0:30:14	特にないようでしたらあと一緒に出していただいた補足説明資料、外来01と外来03の方、説明等ありますでしょうか下片面側。
0:30:25	アウトWeb所でございます。説明としては前です。
0:30:32	来01の方は、頭の本文で書くべきこと、あと別紙で書くこととリンクを整理をさせていただいたということと、本文と、市の、
0:30:43	関係でそれぞれ数字を上げてるものは、図面でもちゃんとその数字との関係が見えるようにということを整理をさせていただいたということでございます。小河原上野さんの方は、
0:30:54	フローに従って抽出したもののってのがちゃんとどういったものなのかということがわかるように、建屋間を取り合ってる部分っていうのはどこに建屋間を取り合っているものなのかが、
0:31:04	わかるように整理をさせていただきました。
0:31:07	若干
0:31:09	大きい設備 18 ページの電気設備が一番左側の防護対象施設基軸にして書いてますので、
0:31:19	建屋間の取り合いがダブって書かれてるところもあるのは事実でございますととりあえずは1個なんですけど、それぞれについてメタクラがあるので、例えばですけど、
0:31:30	それは18 ページの一番上の建屋、これは野木城。

0:31:35	6.9kVの非常消防さんがついてるところですけどもここから出てくる、その下にぶら下がったような制御建屋、
0:31:44	本当に今後出していただければこれは排気ガスとか建屋と、その下にあるマンションに整備建屋がその上で行ってる制御建屋の下にぶら下がってるマンション建屋の話。
0:31:55	その下にある制御建屋のこれについての前処理建屋はこの法律そのものについても逆巻きを書いているだけですので、
0:32:04	ですから、ダブってるところであります。ただこれ一番左の設備を基軸にして変えたことでどうしてもこうなってしまうということで、わかりにくいかもしれませんが
0:32:16	形で整理をさせていただいているということでございました。以上です。
0:32:19	はい。規制庁岡です。一応、今ご説明いただいたところから、少しエントなんですけど、これ、設置しているってというようなこっちでとか、例えば1とか建屋には結構唐突に、
0:32:33	書いてあってこれはその前のところ全部そうなんですけど、もう少し前段で、建屋1建屋にっていうのが、
0:32:43	具体的にどんなもの、どういう、
0:32:46	位置付けで、例えば1建屋にっていうのが書いてあるとかですね。
0:32:50	少しそこで使ってるワードを補足するような説明があれば、何か今の説明も、
0:32:55	もうちょっとわかるようになるんじゃないかなと思った。
0:32:58	次第なんですけど、いかがですか。
0:33:02	はい。委員の石原でございますはい。おっしゃっていただいたことだと思えます
0:33:08	特に計装系は、設備、具体的な計器がついてる設備がタテウチにあって集中的に開発するための制御建屋が建屋に背景というのが、大部分のグループだと思えますしあとは、
0:33:22	電気設備換算係数図を改定し、単純に書いてしまえばお互いの竹内館野委員の関係もわかりやすくなるかなと思いますのでそういったものを工夫しながら、それぞれの説明がうまく繋がるように、
0:33:35	させていただきたいと思えます。以上です。はい。規制庁、荒です。そういう認識ですので、また再整理の方よろしくお願いします。
0:33:43	あと外来03に関しては先ほどの
0:33:46	設備選定のところのコメントと同様の
0:33:50	変更とか、少し説明充実化っていうのをよろしくお願いします。
0:33:56	あと、外来ゼロイチ側は、ちょっと前回も少し伺ったところだったんですけど、

0:34:03	6 ページ目の、
0:34:05	3.3 の (1) 設計要件となっていて、
0:34:12	MOX 側では、設計要件として実の規格に基づく、いろんなその再処理施設とか、
0:34:20	で、どういう要件があるかというのをずっと書いていった上で、実際にそのMOXではこういう設計してますっていうような、その要件等、その設計そのもの具体。
0:34:33	もう、ちゃんと分けて、かつその要件の以内、要件以内で、具体の設計していますというようなことがまとまってい。
0:34:41	いたんですが、最初にパワーは今回のその要件というふうに、
0:34:46	整理してきて、結局そこに書いてあることが多分具体のことが書いてあるんじゃないかなと思ってましてその辺って、
0:34:56	整理どうなってますでしょうか。
0:34:59	はい。日本原燃車でございます。
0:35:02	私が説明していながらそうなるのは非常に申し訳ないですね。もともとMOXの附属説明書を作る時に設計要件というのはこういうものをその設計要件を受けて具体的な設計というのはこうだと。
0:35:14	いうことをちゃんと書き上げなきゃいけないということで指導して作ってもらったのがスタートですので、それに合わせます。同じにしないというとお金話がおかしいので、それに合わせた形で記載を整理をさせていただきます以上です。はい、規制庁です。そうですね。そのあとも比較しながらちょっと確認しているところが、
0:35:33	ありますので、MOX 側も参考にしながら、
0:35:36	ということでよろしくお願いします。
0:35:38	あと 8 ページ目に、字数の説明が追加されたんですが (1) っていうその上からのところですね。
0:35:47	水江 4201 の説明で 1992 と 2003 の
0:35:51	説明が書かれていてちょっとここでわからなかったのが、
0:35:56	3 行目からの一方だというふうに、
0:35:59	事業指定基準規則の適用を受けて設計を実施した。
0:36:05	なっちはいるんです。
0:36:07	ちょっと国交の関係少し、
0:36:11	具体的に説明いただけますでしょうか。例えばその指定を受けたのは、1992 年、
0:36:18	2 事業指定受けてると思うので、
0:36:21	その時に本落雷本を含めてなかったのかなとかそういう疑念がちょっと。

0:36:27	言っちゃいますけど、その辺の時系列とか事実関係を教えていただけますか。
0:36:33	はい。新居上西でございます。ちょっと言葉が足りてないかもしれませんが事業指定基準規則と言ってる時点での位置構造設備、
0:36:42	新しく新規制基準で適用される規則の話を書いて続け、これは書いてると思ってますので、いわゆる新規制基準を受けて新たに設置した施設に設計した設備については、
0:36:57	沼田さん、バブルJISに準拠してということを書きたかったということが異常だったと思ってます。以上です。はい、規制庁、わかりました。ちょっとその辺もう少し明確に書いていただいて、
0:37:10	いた方がいいかなと思いますちょっと誤解招くかなと思いましたが、
0:37:15	石山で承知いたしました。はい、規制庁課です。ちょっと私からは全体。
0:37:21	補足説明資料の外来 0103 も含め以上ですが、規制庁側から他、確認したいことありますでしょうか。
0:37:33	特にならなければ振り返りの方、お願いします。
0:37:37	はい。日本イシハラでございます。
0:37:42	落雷 001 については頭の口のところ別紙 1 の
0:37:48	または切るところ、あとは、LIBOR対象施設をいわゆる防護ネットみたいなものを書くときの書き方ですね、工夫をさせていただくと、唐突すぎるところはちょっと改善をさせていただくと。
0:38:02	ということは直撃来、伊井の部分での 150 キロ 270 キロの間を取りつつ、換気塔関係での扱いがもうちょっと明確になるように、
0:38:16	誠意を記載を書く整理をさせていただくということ、
0:38:21	あと、あと法的な修正は全体通してやらせていただきますと、あとで資料のところについては、うちがいろいろ影響考慮する施設の計測制御系が誰が書いてますけどこれもちょっと記載を工夫をさせていただくと。
0:38:36	ということは、委員。
0:38:39	制御施設等と言ってるうちで書いてあるところの整理のリンクですね、ちゃんと紐付けをして、そのあとの記載とつなげていくということ、
0:38:54	はい。あとは、4-3 の、
0:39:00	あれですね予算については継続交代交代要員のところの条件として、があるんであればその条件にちゃんと付した上で、その条件に合致していることを設計として確認をしていくと。
0:39:11	いうことを記載を整理をさせていただくと。

0:39:15	ということかと思っております。別の補足説明資料については、先ほど外来01については、MOXの個別補足との関係で記載、設計要件等の記載のところは、再度整理をさせていただきますと、
0:39:32	ということ、あと、8ページにあった、今村さんのJIS状況してと言っている部分の文章対象が何なのかと、今誤解がないように文書の整理をさせていただきます。
0:39:46	アプライドさんについては昨日の火山等の議論を踏まえた上での、屋外土木対象施設としてエントリーする安全建屋のところの、
0:39:56	記載の整理というのを、先ほど0も含めて、整理をさせていただくということと、あとは計装電気についてはタテウチ建屋にというのがそれぞれ書いてありますこの全景が何なのかというのをちゃんとわかるようにして、
0:40:10	その表とのリンクを貼って、
0:40:13	5月にわかりやすい整理というのをさせ、記載の整理をさせていただくということかと思えます。はい。
0:40:22	ご指摘は、全般以上だと思っております、資料の修正自体はそれほど多分時間はかからないと思いますけども、来週前半には提出をさせていただければと思います以上です。
0:40:35	はい。規制庁岡です。はい。よろしくお願いします。
0:40:41	南についてはよろしいでしょうか。
0:40:46	よろしければ、
0:40:48	ちょっと出席者の入れ替えがありますので一旦十分の休憩をはさみとそのあと、
0:40:55	再開したいと思いますが原燃側よろしいでしょうか。
0:40:59	仲間です。
0:41:02	休憩、20分ぐらい再開でよろしいでしょうか。はい。14時20分再開でお願いします。それでは録音を一旦停止します。
0:00:00	はい。
0:00:01	録音開始しました。
0:00:03	いれば、
0:00:06	規制庁の武田です。それでは、ヒアリングを再開したいと思います。それでは次の資料は、500-01の別紙4の3項について、
0:00:17	になります。こちらの資料原燃から説明があればお願いします。
0:00:22	はい。保険の千田でございます。10月の21に提出させていただいて株を00-01の中からです、373ページ名に、耐震のですね各申請書に関する記載というものをですねスライド何枚かつけさせていただいて、
0:00:42	おります。こちらは前回10月12日のヒアリングにおいて火災防護設備のうち、冷却塔につけるですね、

0:00:53	火災感知器について設備申請をする上で元弊社から申し上げさせていただきまして、それに対する耐震計算書でございますが、火災感知設備や耐震Cクラスの設備でございますので、それに対して衛藤
0:01:11	新城病院ではなく火災条文の中での要求の中で耐震性を示す必要がございますので申請所長のですね扱いについてまとめたものがこの資料になります。
0:01:23	373 ページ目でございますが上西郭書いてございますが火災防護設備については、いわゆるその発電炉のですね火災防護審査基準の要求を受けて、感知設備と消火設備についてですね、
0:01:40	防護対象設備の金、耐震クラスに応じた応じてですね機能を維持できる設計とするっていうところで、中ほどのポツの添付書類のところの、
0:01:53	5-1 の要求機能と性能目標というところ、笠井の添付資料で
0:02:01	要求機能としては、二つ目のポツのアンダーバーに書いてございますが、火災防御重要な機器等への火災の影響を限定して早期にですね感知する機能を損なわないこと。
0:02:14	をしておりましてこれに対する性能目標としてはアンダーライン引いているところで二つございまして、早期に感知する機能をするために可能な構造強度を有するという目標が一つと。
0:02:28	それに応じたですね十分に大きな地震力に対して時の医師ができることというのを、性能目標とした上で午後矢印の下ですね、この1-3 のですね構造強度設計のところに記載をしております。
0:02:47	それもですねそちらの適合をお示しするために、添付の4-4 というところに火災防護設備の耐震性に関する説明書というものをつけて、今後付けることとしております。
0:03:02	次のページに行ってください、
0:03:07	はい。これがですね今申し上げたところをですね書類の体系に落とししたところでございます。左のところから基本設計方針とか下位の点のお話に来て、
0:03:22	添付3-1の中での別紙、中でですね先ほど申し上げた要求事項を受けて、右側に藤笠井4-4というところで火災防護設備に対する耐震性に関する説明書に
0:03:40	こちらですね計算受けることになります。すみませんここ別紙4の見返りと書いてございますが、後日ですね耐震計算書については、
0:03:53	下部地震00の11分として提出をさせていただきたいと思っております。
0:03:59	それだけはここに示すような形となっております、こちらはですね左下に、
0:04:08	プラスが耐震性ですね失礼しました。添付4のですね対処の基本方針を受けた作りとしてございます。

0:04:19	江藤津くう作り込みの際にはですね類型化の考えも踏まえて作成をすることとしておりましたその具体は次のページに書いてございます。
0:04:32	次のページの左側の表が火災のですね耐震性の説明書、右側が
0:04:41	その下6町の耐震の方の基本方針であったり節基本方針であったり説明書一式になっております。で、
0:04:51	一つ一つの説明は割愛させていただきますが、この左側にですねところはですね発電炉の記載してですね項目食う
0:05:05	左の章立てとしてそこに何が書かれるかというところを右側にご覧いただけます、ここで何が言いたいかと言いますと、藤大蔵ですね類型化の考え方も取り入れる中で
0:05:20	先生の説明書添付4の基本方針を受けたつくりとしますのですそれらが各項目どれにと対比するかというのを進めております。
0:05:32	したがいまして同じことを何度も書くことはせずに、もう先ほどできるようなもの例えば適用規格とか機能とかですね、こういったものは、実際の国ですね火災防護の計算書の中では、
0:05:47	省略する形で等を出させていたどうかと考えております。
0:05:52	はい。
0:05:54	ですので構成であったように記載する内容というのはこういったところになりまして、後日ですねこれを火災の基本方針及び計算書としてまとめた形で提出をさせていただきたいと考えております。
0:06:09	信号停止以降が参考として今回申請させていただきますと火災感知器ん対しの構造計算、構造計画について簡単に概要を述べております。
0:06:24	衛藤。
0:06:25	あんにご説明しますと三つ、
0:06:29	障防法に応じて三つですねタイプがございます。それぞれ載ってる感知器はこの右側に書いてるんですけども、炎感知器と熱感知カメラという2種類です、これ大変申し訳ございません。
0:06:43	ずっとですね質疑を、①と②逆でございます。炎感知器が、この車の図で5キロで、熱感知カメラはこの上の図で10キロになってございますこれがそれぞれところの、
0:06:58	のところであれば、冷却塔の基礎のところからこのようなポールを立ててそのですね鑑識を載せるような構造になっております。
0:07:08	で、このBというのは
0:07:13	冷却塔のですね遮熱板の中で電動機を見込むような形で二つがですね短い400空間か三、四百のですねポールの上に設置するようなもの。
0:07:24	水タイプというものが、冷却塔であったり竜巻が学校のですねところのサポート部分に設置する乾式になってございます。

0:07:40	はい。構造としてはこのようなものになってございまして特に開始になります。こちらをですね後日、
0:07:50	愛知の経産省及び耐震計算の基本方針という形でお出しさせていただきたいと思います。まず、こちらからこの背資料に対する説明は以上となります。
0:08:06	はい。規制庁武田です。ありがとうございます。それではこの資料について規制庁側から確認あればお願いします。
0:08:16	規制庁カミデです。373 ページから説明をいただきましたけど、
0:08:24	373 は、一般的な話というか前段の話なので特段ないんですが、
0:08:34	374 ページに、
0:08:41	右側で別紙 a n d に加古刈りとありますけど、この書類が、
0:08:46	今回まだ出てないんだけど第 1 回申請として出てくる書類です。
0:08:54	薄薄字薄い灰色みたいな形で、
0:08:58	載ってるのは次回ですってということですか。
0:09:03	はい。日本原燃の千田でございます。今上出さんがおっしゃっていただいた通りのご理解で、間違っておりません。
0:09:13	消火設備については 2 回以降にですね申請させていただきますのでそれらについては灰色で示してございます。
0:09:23	はい。規制庁神です。それで、
0:09:29	耐震性に関する説明書から矢印が出て本説明書に基づき説明と、
0:09:36	してますけど、ここで言ってる対応関係は 375 ページですべて説明してるってことですか。
0:09:47	はい。日本原燃の打田でございます。はい。衛藤こちらの意図としてはその通りでございます。こちらで 374 ページのところ、
0:10:04	一般だけですが項目だけ示してございますが実際の紐づきはこうなっておりますというのを 375 ページで示しているというものでございます。
0:10:15	はい。規制庁神です。375 ページは
0:10:21	4-4-1。
0:10:24	あとは 4 の、
0:10:26	4-2-2。
0:10:28	の書類だけで、
0:10:30	374 だと他にも書類があるんですけど、
0:10:34	375 で説明してない書類とかっていうのも、
0:10:40	基本的にはあれですね耐震と同じようにっていうことだと思うんですけどちょっとその辺がよくわからないんですけどいかがですか。

0:10:48	日本原燃の津田でございます上出さんが今おっしゃっていただいた理解の通りでただその中でもここで示しがさ、4-4-1、44、4-4-2-2 だけですわというところで、
0:11:08	ですけども、その途中はですね実際に計算書になるんですけども、計算書については、計算書自体計算結果を示しますけども、
0:11:21	そこはですね、考え方がどうなってるんだっていうところで 375 ページの
0:11:31	図 4 の計算方法ですね、補正のところにも計算方法としては、このですわ赤字で書いてございますが、
0:11:43	それぞれ機器の機器が配管ですわ耐震計算書の作成方針ということで特に機器ものですけども、それぞれの当基金を
0:11:55	評価方法に応じてそれぞれ六条側の物資を読み込むような形になっております。
0:12:03	それでそれに基づいた計算書が作られますがそれはすいません今回は
0:12:09	機械は省略しているというところでございます。
0:12:15	あと、規制庁管理です。375 ページぐらいから、だんだんよくわからなくなってくるんですけど、
0:12:25	まずう。
0:12:26	考えてることとしては赤字示してるものは、呼び込むっていうことだと思っておりますけど。
0:12:34	呼び込む場合って単純に呼び込むのか、ある程度説明をした。
0:12:40	上で呼び込むのか同じようなことを書くのかって書き方いろいろあると思うんですけど、どんなイメージですか。
0:12:50	はい。日本原燃の楠田でございます。こちらはですね例えば今回の
0:12:58	パイプ A の
0:13:01	をですね、こちらの
0:13:05	です。
0:13:07	計算方法のところであれば、例えばなんですけど基礎ボルトの応力ってのは新緑とかによって作用するモーメントによって生じる力について計算していかんみたいな形で計算する。
0:13:23	それで、あとのお話をした上で、構造強度評価は、機器の耐震性に関する説明書の基本方針の 00 に基づいて評価方法を行いますというところで、
0:13:37	読み込むような形になります。
0:13:42	はい、規制庁パミスわかりました。呼び込み方はそんな感じかなとは思いますが。

0:13:47	あとはその右側の耐震の説明書で太枠で囲ってないところが何でいら ないかっていうところなんですけど、その辺りってどういうふうに整理し てますか。
0:14:03	はい。日本原燃の千田でございます。こちらがすみませんこの左側の表 です。直接項目、内容として呼び込む
0:14:17	呼び込むものというのを四角で書いてるもので全く関係がない、すべて が全く関係ないというものではないのでちょっと整理がよくないかもし れませんが
0:14:30	四角で囲んでないのが全く関係ないというわけではございません。
0:14:36	はい。規制庁カミデです。
0:14:40	説明を聞いてると、ちょっと考えが出てたような気がするんですけど、 先行炉の実用炉の
0:14:50	浅井側の耐震計算の方針の項目をまず、
0:14:54	持ってきて、
0:14:56	それに対応するものを引っ張ってきたって感じですよ。
0:15:02	はい。日本原燃の千田でございますその通りでございます。
0:15:08	はい。規制庁深見です。とはいえ、再処理は最初に耐震の計算書をまと めてるんで、関係するものは基本的に、
0:15:18	持ってきた方がいいと思いますんで、
0:15:23	その辺で少し、
0:15:26	あれですかね。
0:15:28	そういう意味だとこれとこれは関係しますっていうのはありますか。
0:15:44	日本インターの深見です。
0:15:46	特段だけでもちょっと話進めちゃおうかなと思いますけどいいですか。
0:15:51	それがうんと先をお願いします。
0:15:55	はい。
0:15:58	とりあえず基準地震動の話はこれはまあいいでしょうって感じもします し、地盤もわざわざ呼び込まなくても、
0:16:08	重要度分類のところは葛西の方では特に関係がないっていうことを、
0:16:15	何ですかね、波及影響もおそらく関係がだっけ。
0:16:20	地震応答解析キーぐらいは減衰定数として多分関係するところが、
0:16:26	ありますから、これも何らか呼び込む呼び込まないと
0:16:32	別に、
0:16:34	葛西側で説明が必要になっちゃうってことじゃないかなと思います。
0:16:39	あと構造計画材料選択上の留意点はちょっと中身を見て、必要であれば って感じですね基本的にはあんまり。

0:16:51	コンクリート系の話が結構多いので、建物構築物系とかですね。うん。それであればいいのかなと思いますけど中身をして、
0:17:02	機器の耐震支持方針とか、あと配管系の市場方針とかは関係があって、
0:17:11	ダクトはまあいいとは思いますが、電気はまさに関係ありそうですし、
0:17:19	というところじゃないかなと思いますけど、事業者はどんな感触ですか。
0:17:28	はい。日本原燃の津田でございます今、1000、
0:17:32	上出さんがおっしゃっていただいたところは、確かに関係するものだと思っております。はい。明示してないので申し訳ないんですけどもはい。江藤。
0:17:46	同様の認識でございます。
0:17:51	はい、規制庁紙ですのでその辺も
0:17:54	左側の4-4の説明書に組み込んで説明ができるようになっていうことで、書類が出てくると思っていいですか。
0:18:08	はい。日本原燃の津田でございます。はい。そのご認識で結構です関連するものをですね読み込んだ形でお出ししようと考えておりますので、はい。別途ご確認いただければと思います。
0:18:24	すいませんコサクです。ちょっと皆さん申し訳ないんですけど、今のところってちょっと私混乱してて、
0:18:34	左が右側で話をするとですね。
0:18:39	4の、
0:18:42	1、
0:18:43	-1ってなってるところまでは設計方針だと思う。
0:18:48	出るんです。
0:18:50	4-1-2に入ると、計算。
0:18:54	になってきてて、
0:18:56	左側見ると、4-4-1っていうのは計算の方針ってなっていて、
0:19:04	設計はその上段であるはずっていうものなのに、何かごちゃまぜに入ってるのってこれはどういう文書体系なんでしたっけ。
0:19:30	不足ですけどこんなぐちゃまぜの整理を全体の添付書類構成で話した記憶がなくてですね。
0:19:37	374 ページの図、
0:19:40	は何かこれまでの整理と同じような感じで作ったっぽくなってますけど、そういう平仄合わせみたいのを、何かないがしろにしてただ書いてるだけっていう感じになってて、
0:19:51	これまでのどの、

0:19:54	レベル感で、火災から耐震に持っていくかとかっていう議論が、
0:20:00	ちゃんと
0:20:02	わからなくなっちゃったんですけど、
0:20:04	どうなってます。
0:20:09	日本原燃の千田でございます。すいません私あまりですね等できてないで、どうする可能性があるんですけども、
0:20:22	おそらく藤学上耐震であったりのこの体系と全然違うでしょうというような話だと思って聞いております。
0:20:32	ただ、一方ですねちょっとここ、それが全体の流れは理解しつつもこのような整理にしているのは、田さん。
0:20:43	であったりですね、いつだってその条文要求で耐震計算書を作るものというのは、
0:20:52	何ていうんでしょう。6条耐震とは別のものを、別の要求でございます。廣瀬コサクです。それはわかってて、
0:21:01	そうだからこそ、
0:21:03	添付の、耐震の6条対応のものにごさませにすることではなくて、1塊で入れるっていうことは理解してるんですけど、
0:21:13	それにしても、
0:21:15	レベル感を合わせた書類にしましょうねという話をしてて、
0:21:20	設計方針を耐震計算方針に入れるっていうのは納得いかないんですけど、
0:21:25	表題だけの話かもしれませんけどね。
0:21:28	これまでの整理ちゃんと反映してますかっていうことなんですか。
0:21:34	すいません小崎さん現状ですと今おっしゃった4分の1の話でしょうか。
0:21:43	そうです。そうですね。はい。
0:21:55	本県の津田でございます。
0:21:58	ここのその体系について土肥は整理させていただいてもよろしいでしょうか。
0:22:09	コサクですいいんですけど今は、
0:22:13	除流で整理した人っていない。
0:22:16	ですか。
0:22:22	カミデさん、どの資料でまとめてましたっけ。
0:22:30	規制庁上出です。
0:22:34	はいすいませんちょっと私も今、明確にイメージできていなくてとりあえず、

0:22:41	設計方針を示す図書等計算方針を示す当初当初を分けるかどうかはあれ ですけど、設計方針と計算補修後ちゃませないませにしちゃう良くない よってということなん。
0:22:54	だと思ってますけど、合ってますかね。
0:22:58	はい、そうです。
0:23:02	はい。清町岡見です。ちょっと具体的にどの方針、具体的にちょっと土嚢資 料かっていうのが、ちょっと今あれなんですけど、いずれにしても、原 燃としては、
0:23:17	設計方針等計算方針、これは設計の方針なんだと、いうことと、これは その設計を踏まえて評価する、計算する方針なんだというところを、
0:23:30	区分けをして構成してくださいってということなんですけどこれだと理解 できます。
0:23:37	はい。日本原燃の市田でございますはい4-4-1の設計の方針の話と、 評価の方数の話がごちゃませになってるんじゃないかというところか と。
0:23:50	理解いたしました。
0:23:53	確かにですね構造計画みたいなのが入っておりますので
0:24:03	そこが特に設計の話が入ってるんじゃないかというところだと思うん ですけども。
0:24:09	ですね数をすると、増計画を葛西の説明書側に持っていくというような 大きい。
0:24:21	かなと考え、
0:24:23	ちょっと聞いておりましたすいません。
0:24:27	規制庁カミデです。すいませんコサクさんに確認なんですけどあれです かね1.2S s数の時に話をして、設計方針なり考え方の上流のところ は、
0:24:39	重大事項3、木製と30条側に入れつつ、計算のところは耐震に飛ばした あとあの辺りですかね。
0:24:53	現実するっていうよりどちらかっていう等、
0:24:59	外部衝撃なり何なりそっちの方での議論だったかもしれないんだけど、 複数の条文に関係してて、添付書類を跨ぐよねって言ったやつを全体ど うするんですかっていう中で、
0:25:15	耐震強度、それぞれどうしますっていう話が、
0:25:19	D、Dそういった関係は00資料の別紙4の最初に、大体ついてた。
0:25:26	ところを、
0:25:28	地震00ではそれが入ってないんで、
0:25:34	どうなったのかなっていうところですね、その点だと。
0:25:40	お礼は火災ゼロ、火災防護00ですけど、

0:25:48	ここに大室に今入ってきましたが、もともとはどうなって、
0:25:55	どこっていうと、
0:25:57	そんなものを作ってませんでしたって。
0:26:00	すかね、
0:26:06	と日本原燃の津田でございますはい現状ようなものはなく、あくまでも笠井の添付3-1のところで、
0:26:19	構造設計、お話をさせていただいて、耐震側に計算書を飛ばすというような、情報計算方針と、
0:26:29	ベーター結果を飛ばすというように線で考えておりました。
0:26:36	私が言った別紙4の最初に、その添付書類の構成を示した資料って見たことないですか。
0:26:50	原燃津田でございます十分なものでしょうか。
0:26:56	すいませんそれは確認しております見ております。
0:27:01	そ。
0:27:02	て、河西と同じように、
0:27:08	耐震を別出しするものがあるって、強度もあるんですけど、
0:27:13	そういったものがどういうふうになっているか。
0:27:17	ということなんですけど。
0:27:28	日本原燃の千田でございますすいません、ちょっと手元にはないので、確認の回答させてください。
0:27:40	はい。わかりましたけど、
0:27:42	許認可業務が何やってんですかね。
0:27:46	そういったことが話できるように同席してるんじゃないかなかったですっけ、すみません日本原燃の清水です。2課として私同席しております、
0:27:55	のたてつけとして、火災の
0:28:00	すみません、このパイプで本来ちょっと示したか、私の意図としては、
0:28:06	すみません、葛西側ですねどうやって自身の計算書側に投げるのかということ、
0:28:13	朝比奈さんの1の説明書の
0:28:16	5ポツの感知消火の設計のところ、火災設計の火災感知器の設計の話をしっかり語って、具体的な計算書の計算方針等結果だけを、
0:28:28	4-4で投げるということ、明日、その部分をですね、
0:28:33	どこだ、すみませんね、その373ページで、
0:28:38	設計構造設計の話や葛西側で記載した上で、計算書に計算方針と結果を、

0:28:46	4-400です。仕分けをするっていう発想は他でやってると一緒ではあるんですけど、
0:28:53	どこでどう線、
0:28:54	行くか、添付書類の構成をどうするかっていうのが全然マッチしてないんですよ。
0:28:59	今とりあえず竜巻の資料を見るところ、
0:29:03	強度ではあるんですけど、設計方針と計算方針分かれてて、
0:29:09	00資料でいうと別紙N○4-三、四-4という形になってんですね。
0:29:19	似たようなことで耐震も整理してたような気がしてたんですけど、なかったでしたっけ私の勘違いですか。
0:29:26	日本原燃石井です。MOXはもうちょっと確認して、2とか議案の方は10時00で整理して、
0:29:36	そう関係性を十時00の方にパークをつけて、
0:29:40	地震00にはつけてなかったという認識でございました。
0:29:46	コサクです。今で言うと、先ほど上出が
0:29:51	言ってたところで、十時00の方でその1.2S _s の関係からどう、
0:30:00	整理をするかの話があってそちらで火災も入ってたってということですかね。
0:30:06	日本原燃角です。そこまで、火災とかまでは、
0:30:12	まだ外、お示しできてなくて、1.2だけの展開の関係を確か整理しているはずですよ。
0:30:21	小堀町カミデです。今、私も竜巻向けの資料見てこの表だなと思って見えます83ページですかね。
0:30:32	配信としてはこの表は六条とカーではつけていなくて、やったとすると1.2S _s のところ、この部分は、
0:30:44	3、30条が終わって、部分は七条に飛ばしますという、関係を話をしていました。その中でちょっと火災云々っていうのはなくて1.2S _s に関するところで、
0:30:58	従事側で基本的な考えだったり設計の考えっていうのを整理した上で、計算部分については七条でというような整理をこういうような表でやりました。
0:31:17	それで、十時0002の、その下資料の一番最初を見ると、
0:31:23	別紙4-1、
0:31:28	基本設計方針を受けたような骨格があって、
0:31:31	4-2で耐震設計っていうのがあって、
0:31:38	それで機能の整理だとか、
0:31:41	耐震上どう考慮するかみたいなことを書かれていると。

0:31:45	その上で
0:31:51	医師 4-3 は、
0:31:54	何か、
0:31:55	あんたない感じですけど、それをそ今の別紙 4-2 って言ってるのは、5-1-1-4-4 という
0:32:05	資料でそこから 3-6。
0:32:10	耐震の方のぶら下がる形での、今の火災防護で行っている。
0:32:18	ようなものに飛んでいくと、そこはもう最初から耐震計算の基本方針、
0:32:24	となっていると。
0:32:26	6-3-6-1、計算の基本方針、3-6-2、計算結果となっている
0:32:33	いうことになってます。で、
0:32:37	3-6-1 で基本計算の基本方針としか書いてなくて、その内数が明示されてないのでもしかすると、今回のように認識のそごがあるのかもしれないんですけど、
0:32:49	少なくとも、十時 0002 の別紙 4-2 って言っているところでの設計方針と、
0:32:56	いうところは、
0:33:01	葛西の方でも
0:33:06	耐震じゃない方、
0:33:08	一応、
0:33:10	す。こちらだと 3-1、1 で今書こうとしてるっていった範疇に入るのかっていうと、ちょっと飛び過ぎな気がしていて、
0:33:21	同じような構造で行くんだったら真ん中にクッションありますよねって感じはするんですけど。
0:33:27	どうなの。
0:33:28	どう考えればいいんですかね。
0:33:30	それがおそらく、
0:33:32	375 ページの前半部分であって、
0:33:35	5 歩 I I
0:33:38	4 から計算の方に入るってような気がするんですけど。
0:33:50	日本へねじです。今おっしゃっていただいた点は理解しつつ、
0:33:57	すいませんちょっとどちらかという発信の差がちょっと、関西の展開にちょっと寄せ過ぎたのかなってというのが今の状況でございます。
0:34:11	はい。補足です先ほどから聞いててそうだろうなと思ったんですけど、添付書類の構成とかを炉とは違ってこうやりますよと、これまでお話をされてたと思って、

0:34:21	これも結局基本設計方針で右往左往した、その教訓が反映できてないっ ちゆうことだと思いますんで、検討をよろしくお願いします。
0:34:32	大上シミズです。はい。重大事項での整理の状況も踏まえましてちょっ と、
0:34:38	懸念としてどう整理するのかというのをちょっと再度検討させていただきます。
0:34:44	はい。よろしくお願いしますあくまで構成。
0:34:47	だけで内容としてはそんなに変わらずに済むんだと思うんで、
0:34:53	あまりなんですかね。
0:34:55	無駄な作業が発生しないように、生理学だけなのでよろしくお願いま す。
0:35:05	規制庁神です
0:35:08	大体私はイメージできたんですけど現年どこまで決着したかなっていう 一応確認したいんですけど、今の話を踏まえると 374 ページの図ってい うのは、
0:35:21	どんな感じになるかなってイメージも出てます。
0:35:29	日本原燃の津田でございますすみませんと、11回できてないところはある んですが、ここの4-1と4-2がちょっと、
0:35:42	飛びCなので、この間に、
0:35:47	構造、
0:35:48	設計に係るような内容がワンクッション入っての、計算、評価方針にい くのかなと思って、はい、おりました。
0:36:04	はい。規制庁深見ですおんなじ認識だと思うので
0:36:10	そうですね4-1と4-2加古狩野間にもう1個書類があってそこでもう 設計方針に関わるようなところを話をしておいて、あと計算。
0:36:23	耐震性に関する説明書というタイトルなのでそこもよくないのかなんで すけど、地震に飛ばすところはまず計算からみたいな切り分けをすると
0:36:35	SAでやってたような、そちらの考えと整合すると思うんでその例で考 えていただければと思います。
0:36:47	はい。日本原燃の千田でございます。承知します。
0:36:51	はい。衛藤。もう一度ご指摘の趣旨を理解した上で床、構成見直しま す。
0:37:04	はい。規制庁カミデです。その上で-375 ページのどの部分を、設計 方針側に持っていくか計算方針に持っていくかっていうところを検討し ていただいてって感じですね。
0:37:19	先ほど言いましたけど応答解析の基本方針みたいなのは、さすがに経産省 側だと思います意見水ですから、
0:37:28	あと、機器の耐知事方針配管の使用方針なんかは、

0:37:34	どちらかという設計方針側で、配管だとピッチいなりで、
0:37:40	やりますとか、機器はこういう指示をしますっていうのは、上流側かなと思いますけどそういった形で、
0:37:49	仕分けをして説明してもらってということだと思ってますけど、よろしいですか。
0:37:56	はい。玄千田でございます承知しました。ここの経営と設計方針と計算方針のところの振り分けですね先ほどの繰り返しになりますけども、
0:38:06	適切に業者にですね振り分ける形で構成見直します。
0:38:14	規制庁コサクです。その上でですね
0:38:18	今日の資料と 375 ページの右側の 4-1-1-3 ですか、重要度分類でこれ
0:38:29	ここで言ってる重要度分類は耐震側の話なんで、直接、
0:38:34	関連はしないということですけど、火災防護の観点からは、分類があるんじゃないかと思っているんですけどそれはどこに対応してます。
0:38:54	日本原燃の津田でございます。少々お待ちいただけますか、
0:39:32	日本原燃の千田でございます。うん。
0:39:37	火災防護設備としてはCクラスになりますのでそれは 4-1-1-3 の整理になるかと思っております、一方で防護すべき対象。
0:39:52	それに応じた機能を維持することというのは、火災の説明書ですね、3-1、添付の 3-1 で等の構造、
0:40:03	設計図書記載する事項という線でございます。
0:40:08	コサクその 3-1 で書かれたものが、
0:40:12	4-4 にどういうふうに入ってくるのかっていうのがわからなくてお聞きしてるんですけど。
0:40:19	日本原燃の土田でございます。
0:40:23	これは、今はという言い方はちょっと不適切かもしれませんが、4 のですねいろんな面の 1 のところをですね概要のところ、
0:40:39	そうですね、概要と評価方針のところその旨を書いております。
0:40:48	はい。補足です。全般的に概要だと厳しいなというのがあって、次の評価方針なり何なりで展開されるのかなと思うんですけど。
0:40:59	現状だと呼び込むだけになってそれで本当にいいのか上流が違うのについていう感じがあったんで、その点、先ほどの 10 次の方で整理をしているところと照らし合わせつつ、
0:41:12	どう変えていくのが適切かっていうのをまとめといていただければと思います。
0:41:18	はい、現時点でございます承知しました現状今申し上げた通り評価方針のところ確保等を考えております D10 時 00 の整理、一応確認の上再度

0:41:32	検討したいと思います。
0:41:39	あと、規制庁カミデで375 といつか 374 で聞いた方がいいかもしれないですけど
0:41:47	工事課の書き分けていうところでどう考えてるかっていうのも、説明いただければと思うんですけど、今のところ、各計算書については次回に行くものがあるんですけど、
0:42:03	計算方針 4-4-1 とか 4-4-2 のあたりは、次回のものも含めて一通り書くつもりなのか。
0:42:13	部分的なのかっていうのは、今どう考えても
0:42:18	はい。日本原燃の千田でございます。計算方法等については、項目は等を記載し、いたしますが詳細は設備の申請される会議で構造を示した上で、
0:42:33	記載することで考えてございます。
0:42:39	規制庁深見です。
0:42:43	細かく聞くとまず 4-4-1 では詳細は次回といって今回説明しないものがあるかどうかというところはどうですか。
0:42:55	表現の面でございます今回説明しないものはございます。設備を申請する会議でのご説明を考えております。
0:43:08	規制庁、五味です。
0:43:10	4-4-1 でそういうものがあるって言われるとまたちょっとイメージが崩れちゃうんですけど 375 ページだとほとんど基づきみたいな感じで呼び込むのわざわざ切り分けるようなところはないように見えたんですけど違うんだ。
0:43:30	えっと日本原燃の面でございます
0:43:35	W a t t s へと切り分け意図としましては当該設備が申請される開示でいうと構造等が示されますのでその構造と一緒に計算方法としてはこれですっていうお話をするのは、
0:43:50	適切かと考えて、補足です。そうだからやっぱり認識がずれていて、
0:43:57	ここはあくまで設計方針を示す、4-1 と今言われている前半部分ですね。
0:44:02	終わって、そこはもう
0:44:05	その前の、3-1 としてやってるベース 4-1 で整理をしてる範疇と同じ思想で書ける範囲じゃないかと思っているっていうことで、
0:44:17	言われるように計算に入ったところは、
0:44:20	その類型ごとに話す部分があるので、出てくる開示でっていうのは何となく理解ができるんですけど、
0:44:28	その間のところの認識っていうことだと思います。

0:44:34	と下のチダでございます。計算方法についてははい。先ほど申した通りでその手前のところですね、
0:44:48	はい。評価方針というかそこを、全般について記載すべきキーだろうというところと理解いたしました。
0:45:03	はい。規制庁神ですその部分もそうですしあと計算手法も、
0:45:09	うん。具体的に何があるのかなっていうのをイメージしづらいところですけど、
0:45:15	理由、構造を示さない等、善し悪し判断できないとか、書かれても意味がわからないようなところは真子次回でと思いますのでその辺り基本的な考え方は、さすがにもう理解されてると思う。
0:45:30	で、それに従ってやってくださいっていう。
0:45:35	はい権者でございますはい、承知いたしました。
0:45:42	規制庁カミデです。で、あとちょっと構成よというような中、中身というか物の話を少し聞きたいなと思ってんですけど他校生関係で規制庁側から確認したいこととかありますか。
0:46:03	特になければ、す。
0:46:06	376 ページから具体的にこんなものですよと言ってまあ、そう大したものではないということなんですけど。
0:46:16	の計算書公開つ形ますと、耐震のほうで類型化をしましてと。
0:46:24	ということなんですけど、今回
0:46:29	類型として出てくるのは冷却塔の類型だけなんですけどその中に含まれるのか、含まれないのかというところは、
0:46:39	それによって、また、耐震側の書類が増えたりっていうこともあるかと思うんですけど、その辺りっていうのは、累計の観点とってますか。
0:46:51	日本原燃、ちょっと待ってください。日本原燃澤です。
0:46:55	ちょっと今亀井さんのご指摘に対して、考え方を述べる前に、ちょっと今の類型っていうところで類型は類型側で少し宿題もらってます、明後日、我々の方で、設計プロセスっていうところですね、そこを書き下した基本方針をお出ししようとしているところで、
0:47:12	ちょっと 375 ページのところ、今の状況をちょっと述べさせていただいた上で、今のご指摘に対してどうなるんだっていうところをちょっと星野の方から説明させてください。
0:47:25	はい。
0:47:26	設計プロセスっていうところになってまして、特記はすいません、前回のヒアリングのときに、私、会話の中で、体系的に書き下して、設計プロセスで分類を特定しますという話をさせてました。
0:47:40	おのずと基本方針、設計方針、評価方針というところから分類って整備できるでしょうというのはまず、我々もそう考えております。そうなっ

	た時に今この 375 ページの、耐震の説明書というところの基本方針から どういふふうに書き下していった設計プロセス、
0:47:59	分類がどうなるのっていうところで今我々考えているところで、一部、 設計プロセスから考えるとここ合流できるよねっていう考えに至ったと ころがあってそれを踏まえて、冷却塔との兼ね合いってものを説明し なきゃいけないなということで考えてございました。
0:48:13	そうなったときに、耐震設計の基本方針 4-1-1 というところから、下 ってくるんですけども、先ほどお話にありました、4-1-1-5、ここの 基本方針というところで、機器と配管。
0:48:25	機器と配管に応じた評価手法ですね、FEM だったり定型式っていうと ころで、ここから下に下っていくのかなっていうところで、1 点、我々 その設計プロセス考える上で一つありましたのが、
0:48:37	この機能維持の基本方針っていうところで、この分類で、前回議論させ ていただいた時には、電氣的機能維持と動的機能維持ってものを 我々分けますということまで話してました。
0:48:50	今回設計プロセスを検討して、こう書き下すにあたり、機能維持って いうところについては、ここは合流できるんじゃないかっていうことを考 えに至ってまして、その機能維持というところで一つ分類をふやした ってというのがまず 1 点。
0:49:05	次に、そこから書き下していったときに、機器の耐震支持方針 1 の 1 の 中ですね。で、次に 1-1-11 の配管系の支持方針、ここで配管系の支 持方針というところについても、その江田の中で、配管ダクトって いうところで分かれてるんですけども、
0:49:22	設計プロセスでやっていくっていうところであれば、ここは配管系とし て考えられるんじゃないかっていうところで今ここ合流させてます。
0:49:29	最終的にこの 4-1-2 というところの耐震計算書の作成の基本方針とい うところで、設備のところ、例えば FEM 解析であったり先ほど 1-1 -5 号で話した FEM 解析だったり、
0:49:42	定型式であったり、クレーン類であったりっていうところに着眼して、 最終的にここで分類が幾つになりますというところで話をしてって、前 回までのヒアリングでは 10、10 分類ってことで私もしてました。
0:49:55	そこを社内検討して、設計プロセスから考えていくと、8 分類かなとい うことで今考えて、そこを修正したものをお出ししようと考えている と。そうなった時にですね、先ほどご議論にありました冷却塔の分類と いうところに入るのか、端的に言うとも入ってきませんってところと、 一部ちょっとふやします、増えますというところもあるんですけど、
0:50:13	じゃあ冷却塔の分類はどこに属するかっていうところで話をしますと、 機器の FDM の支持構造物っていうところに属するっていうところと、

	機能維持っていうところにも属してきますというところになってきます。
0:50:27	そこは重複した見せ方というのはよくないということも理解していますので、呼び込む形でうまく見せるんだらうということで今検討しております、それを踏まえて、冷却塔の分類が今、双方に属していると。
0:50:39	それに対して、今回の下のページ、376と77の中で、どういうふうに分類されていくかというのを説明させてください。
0:50:49	はい。
0:50:53	はい。日本原燃保守のです。
0:50:55	今画面の方に移ってます376ページの
0:51:01	藤下の図のAと書いてるものですね。
0:51:05	こちらのものがですね、
0:51:10	まず支持構造物のFEMという分類に、
0:51:15	当てはまりまして、
0:51:18	あとその次のページですかね377ページ。
0:51:24	こちらのBとCが、支持構造設備、FEMで解かないものです手計算で解けるものということで、
0:51:33	今分類しております。
0:51:35	もともと冷却塔で計算しているものは支持構造設備のFEMというものなんですけども、構造的に見ますと、評価式とかですそういうものが異なりますので、
0:51:50	経産省の基本方針としては、あとあと先ほど申しました電氣的機能維持も追加になりますので、三つの計算書基本方針を追加させていただきたいと考えております。
0:52:05	すいません、佐川です。今のホシノの話に少し補足させていただくと、三つって言ったのがですね、先ほど私が申しました分類ってところで分類の中には、江田ってところで、そこに計算式をぶら下げてますので、その枝の部分が三つ増えるということを今ホシノ申しました。以上です。
0:52:32	規制庁、カミデです。最初のさ馬場さんの話は、何となくそういう整理をしてるんですねっていう感じなんですけど。
0:52:44	大城さんの三つっていうのがもう全然わからなくて、どの書類の何が、今、今ひとつなのかもよくわかりませんが、1が3に増えるのか。
0:52:56	ちょっとな、何が。
0:52:59	幾つから幾つになるのかっていうのもちょっと説明していただけますか。
0:53:05	すいませんコサクです。もう少し入口でちょっと確認したいんですけど。

0:53:11	感知器の計算といったときに、冷却塔の課題だったり、
0:53:18	飛来物防護ネットの課題だったりっていうのはどういう扱いになるんですか。
0:53:28	日本原燃の吉田です。
0:53:30	あれですねまず冷却塔の課題と、泊防護ネットの課題というところなんですけども、冷却塔の課題につきましては、今ちょっと375ページの資料の中でですね、
0:53:44	猿樂秋吉375ページよろしいでしょうか。
0:53:48	はい。これ右した4-1-2-1の機器の耐震性に関する計算作成の基本方針という中で、大まかに先ほどサガワの申し込み機器に関しては六つの分類というのがございまして、その三つの病院の中の一つ。
0:54:03	主事構造物という分類の中の、冷却塔に関する計算書作成の基本方針という、江田の十河氏がございましてそこにまず冷却というのは該当いたします。
0:54:16	あとごめんなさい、冷却塔は該当しますではなくて、
0:54:21	その課題に取りつく機器なので、この機器の耐震計算においてその課題の評価との関連性をどうつけるつもりかっていうことなんですけど、
0:54:34	それ所長能勢事実確認します。
0:54:41	今の表がなくて、
0:55:11	また2本目ヨシダす。
0:55:13	衛藤冷却塔の解析としましては、まず応答計算を実施しております。
0:55:19	その次衝動計算の結果として出られた加速度を、
0:55:23	感知器の方へ入力をして評価を行っているという関係性となっております。以上です。
0:55:32	ちょっと答えが全然足りてなくて、
0:55:38	基礎に取りつくものを、冷却塔に取りつくものを飛来物防護ネットに取りつくもの、それぞれあって、それぞれの応答計算が、
0:55:51	からインプットを取り出してると思うんですけど、それぞれどういうふうにインプットを加速度を取り出したのかっていう説明をしてもらえます。
0:56:08	知久。
0:56:14	うん。すいません、2番目、石橋です。
0:56:19	すいません。日本原燃石橋です。
0:56:21	今ご指摘いただきました376ページのABCだ、ABCにつきましては、
0:56:28	まず冷却塔につきましては、A、

0:56:31	AとAの1に取りつくようなものにつきましては、支持学校と同様に、FRSで評価をしております。そのFRSにつきましては基本方針4-6の方で記載させていただきます。
0:56:43	あとbとc、冷却塔の社長の積極性すいません規制庁川満で一旦切りますけどは冷却とBの基礎から、
0:56:54	取ってるものだから、冷却塔にインプットしてるFRSの加速度をそのままインプットで使えますよということですよ。
0:57:04	日本原燃石橋です。ご認識の通りでございます。
0:57:09	はい、規制庁カミデスで次にじゃ、Bをお願いします。
0:57:14	すいません。日本原燃柴先生、AとB棟Cにつきましてはですね、同じような評価をしております、こちらにつきましては
0:57:26	ZPAを使用した評価をしております。
0:57:29	以上になります。
0:57:32	藤規制庁カミデです。同じような評価と言われているのがもう認識が私は違うんでCは冷却塔についてシートが、ネットについて紙があるんであれですけど、
0:57:45	冷却塔についてるものは冷却塔にも搭載機器があるので、冷却塔の写真の結果を音を出してZPAなり、
0:57:57	FRSもですかね、
0:58:00	冷却塔搭載機器用にインプットを作っているのをそれを流用できますっていうことだと思うんですけど、合ってます。
0:58:08	本件の石橋です今おっしゃっていただいた通りの内容となっております。以上です。
0:58:13	はい、規制庁カミデして、あと飛来物防護ネットはもともとそんな搭載機器とかも考えてないんで、このちょうどいい位置の応答加速度みたいなのが、
0:58:27	は出ていなくてですね、全体の加速度とか出てますけど、どうやってインプットを取り出したのかっていうのは、
0:58:37	市学校設置、ネットに設置しているものには、もうちょっと補足して説明しなきゃいけないもんだと思う。
0:58:45	いただけます。
0:58:46	はい。日本原燃原田です。刀禰の方ですけども、こちらをと加速度は串団子でモデル化しております、
0:58:55	それぞれ
0:58:56	久米と新居加速度っていうのを経産省で載せてます。その加速度の
0:59:04	最大、
0:59:05	値に対して、
0:59:07	今回の感知器を持つかどうか、そういった評価を、

0:59:12	すると。
0:59:14	いうことを考えてます。
0:59:18	はい。規制庁神です。ネットの応答計算書の家応答計算の結果は大戸計算書にもすでに載っているの、その、
0:59:28	あれですかね、フロアによらず、てっぺんっていうか一番大きいところの加速度を、1. 二倍して使ってますっていうことですか。
0:59:38	I NRです。はい。C、1、2倍というかかなりね、あれですねルーメン、家族ど、
0:59:47	対して、
0:59:48	時期というのはもともと3時ぐらいまで六つは、ものですので、それに対して、ネットは水平で二次、鉛直でいって20位ですから、
0:59:59	加速度的にももつだろうということで、評価してると。
1:00:03	そういった考え方でございます。すみません村山です。今の質問は1.2 ZPAの話なんで、1.2時じゃなくて、要は応答加速度1. 二倍するかしないかの話で、
1:00:14	だから、だから、昨日加速度の場合には1. 二倍してないっていうのが、
1:00:20	知念
1:00:22	なんちゅうかな、猪野市のやり方の方。
1:00:26	発言なんかそうなってると思いますけど。
1:00:36	あれ、コサクです。今の話でいうと、機能維持はそうですけどこれ取付ボルトみたいなのところのボルト評価みたいなのはしてないんですか。その通りですそのときは機能維持だけでええと、
1:00:48	構造強度評価する場合1. 二倍しますね。
1:00:52	ちょっと私まだ出典がどこについてるか見てはいないんですけども、
1:00:57	設置場所を市の高さ、それを包絡する加速度で評価することにし、包絡する出典で評価することになると思います。
1:01:10	根井ムラヤマです。
1:01:16	はい。規制庁深見です。とりあえず状況としてはどんなインプット使ってるかっていうのもわかりました。
1:01:25	古作です。それで言うと、
1:01:29	BとCについては、
1:01:31	累計としては冷却塔のファンだとか、電動機だとかというのと一緒に、
1:01:38	なるっていうふうに理解をしましたが、嵯峨さんその理解でいいですか。
1:01:45	はい。宮部澤です。はい、理解としては岡崎さんのおっしゃる通りでボルト評価っていうところであればそれでいいです。若干ちょっと式が違

	うっていう報告を受けてたので我々指揮をちょっとってところがあってヨシダさんそこフォローできます。
1:02:02	ボードだけの評価で完全、完全に指揮所だつてなりますと、コサクさんと、私がさっき申した通り同じ分類ということで整理はできるんですけど、その資金の関係を説明できるならちょっとしていただきたいんですね。
1:02:15	よろしゅうございます。この式の関係なんですけども、冷却塔についてる原動機等この感知器というところでは式に違いが生じております。
1:02:25	それで我々としましてはこの冷却塔の計算式というところではなくて、この感知器に対応する式というところで、間瀬星野が申しました通り支持構造物というところに、
1:02:37	これは分類して計算しているものとなっております。以上です。古作ですそこがその表現の違いだと思うんですけど設計プロセスでいうと、同じなんじゃないですか評価式が地表式が違うってプロセスが違うってことなんですか。
1:02:54	お願いします。はい。日本原燃さあです。類型化っていうところの設計プロセスっていう意味であれば、今小崎さんがおっしゃっていた通りになります。また、ちょっと細かい話が入っちゃって基本方針で示すってところで内野吉永式違うっていうんですけど。
1:03:09	類型化っていう観点では、確かにおっしゃる通り、同じ分類になりますというところになってきます。
1:03:16	はい。補足です。なので、
1:03:19	この個々の機器の入力なんかまで入れるのは同じようなやり方だから、説明する必要がなくて、特に冷却塔であれば、
1:03:29	そもそも同じやり方で入力までやってあるものがあるわけだから、その説明をわざわざ月が違うからといって説明し直す必要はないわけですよ。
1:03:39	で、最後のあたりで式が違うっていうのは枝葉の部分で、そこはその代表では表現しきれないからその部分だけ説明しますねっていう。
1:03:50	流れだと私は思ってたんですけど。
1:03:55	曾我須藤です。
1:03:56	はい、大鐘澤です。はい。
1:03:58	その通りと考えてございます。冒頭自分の方で話をしました。機能維持の分類分けたっていうところと、あとは構造強度評価っていうところでそこを重複させずに呼び込むような説明をするということの今再整理してございますので、

1:04:13	そうなった時に先ほど話にありました、冷却塔のファンとかっていうところとの関係性を整理していけば、同じような整理になるかなということ考えております。以上です。
1:04:26	はい。コサクですわかりました。で、今BCで話しましたけども加工というか、直接支持構造物の構造自体は全然違う。
1:04:37	ものの、
1:04:41	何ていうんすかね。ええ。
1:04:43	基礎のところから媒介を通して、揺れるというところで評価をしていくって意味では、同じようにFR
1:04:54	解析を通じてやっていくというやり方は冷却塔と一緒にんで、同じ。
1:05:01	累計になりますってということで、下かね。
1:05:06	はい、日本米澤です。そちらもその通りでございます。これの類型化分類というところではいきますと、冷却塔自体が、FEMの支持構造物というところに分類されてます。してますので、
1:05:19	同じように、この、すいませんこの376のAっていうものについても、応答解析をしていくというところの流れからいくとその分類に属するというので今、類型化分類としては冷却塔を代表で説明するというので考えてございました。以上です。
1:05:36	はい、わかりました。一本ばりなので何かFEMでっていうのが何となく、
1:05:42	何でだろうっていう、いう一般的な感想を持ちましたけど、何か、
1:05:47	どういう技術的な意味合いがあるんですかね。
1:05:50	すいません原燃からムラヤマです。一般はリモデルです。
1:05:55	はい。結局モデルはそういうところでやってやっちゃうっていうだけ。
1:06:01	いや、はいつてのは、冷却塔自体の、
1:06:06	または、
1:06:07	上間さんありがとう。ちょっと私の勘違いかもしれませんがの所は単なる有井モデルで今評価してます。
1:06:16	コサクですそうだと思います。すいません。ちなみについてということで聞いただけなので、ですか峰さんどうぞ。
1:06:27	はカミデです。私も同じことを言おうと思ってたので、
1:06:31	大丈夫なんですけど
1:06:34	私はこれぱっと見た瞬間揚げ局等と同じ類型でいけるなと思っていたことに対して事業者としては何か細かいところ式が違うとかっていうので何か一生懸命分けそうな感じがしたので機、
1:06:48	言っただけですね、ちょっと今後も含めてですね、類型化を説明する時にこういうところが一緒なんだっていう説明をちゃんとしてもらわなきゃいけないんでちょっと。

1:06:59	目線としてはもうちょっとチューニングが必要なのかと思います。特に加えて言うことはあります。
1:07:08	すいません原燃からムラヤマですけど一つちょっとご確認したいことがあるんですけどいいでしょうか。
1:07:16	はい、どうぞ。
1:07:17	類型化ということですね評価手法とかそういうのは多分、類型として、同じ。
1:07:25	で、結果、
1:07:27	結果の示し方として、
1:07:29	これは今、火災防護の方に経産省がつこうと、耐震だけ火災防護で単独で、
1:07:36	計算書がつくんですけど、
1:07:38	もう結果を示すというところについては、当然、ずっと認識してていいんですかね。
1:07:47	と規制庁カミデすあの別というのは何当月かとかってもうちょっと説明いただけますか。いやすいませんきちんと計算結果は示すという認識でいいんでしょうかということで、
1:07:58	は、
1:07:59	古作です。うん。
1:08:05	原燃として方針をしっかりとさせていただいていただきたいんですけど、皆さんが、耐震とはごちゃまぜにせずに火災は別で整理しますと。
1:08:17	言っているわけですから、別で示すのは当然だと思うんですけど一方で、
1:08:25	1 から 100 まで全部書かなきゃいけないかっていうとそうではなくて、先ほどの方針の部分も、耐震の読み込みますと言っているんだから、
1:08:33	計算結果の方も、先ほど冷却塔の
1:08:40	応答解析の結果を踏まえて入力してやりますということであれば、その入力値はもう冷却塔の方で整理されているんで、それを呼び込んできて、
1:08:50	その先だけ書けばいいということだと私は思ってたんですけど、そういうことできなかったそうです。私もそう思ってたんですけどいろんな話
1:09:00	中で飛び交ってるときに、
1:09:02	要は、
1:09:03	類型化の、今までの類型化とテストから先の、発足の類型化といろいろごちゃごちゃになって、

1:09:13	いろいろ確認しているところで、私はその認識だったんですけどね。昨日だからこそ、添付書類の構成とそれぞれの関係性を明確にしないと、
1:09:25	どこで何をやってるかわかんなくなりますよっていうのが、このヒアリングでの最初に、その書類の関係性をちゃんと整理をしてくれっていう話をした。
1:09:34	大きな
1:09:36	考え方の基礎になります。
1:09:40	わかりましたありがとうございますムラヤマです。
1:09:54	ど規制庁カミデそこ、特になければ、
1:09:59	そうですね。
1:10:02	あと私の方から特になくてあと先ほどちょっと説明が累計の耐震の方の累計の説明ありましたけど、
1:10:10	ちょっと375ページとか見てもらえればと思いますけど、配管とダクトともう一緒ですよっていうのは確かに一緒だなと思う思うんですけど。
1:10:21	そのとき今4-1-1-11-た配管系の耐震支持方針と、
1:10:31	なんか配管系と配管のってこれいいのかな、ああそうか
1:10:36	タイトルは結構ですね、4-1-1-11-1と4-1-1-11の2っていう配管とダクトわざわざ分けてますけどこれ一緒にするって感じですか。
1:10:49	米澤です。この4-1-11-1と11-2っていうのが、配管の定ピッチスパン表と、あとはダクトの適地スパン表ということで、それぞれついてましたので、
1:11:03	そこはそのこのまま分けていくっていうことで、類型化の考え方としてはその江田野本新名鶴4-1-1-11というところの配管系ということで、
1:11:13	私説明してました。今のところはこのままいくってことで考えておりました。以上です。
1:11:19	はい。規制庁カミデですいずれにしても、同じところは同じことを何度も説明しないようにっていうのは、庄司厚生してもらえればっていうだけだったので、その辺は、
1:11:31	確認しといてもらえればと思います。
1:11:34	はい。日本原燃澤です。はい、結構似ておりますので確認いたします。
1:11:42	同規制庁かみずほか。
1:11:44	本件について、
1:11:48	火災防護設備について、
1:11:50	確認事項あれば、
1:11:53	特になければ振り返っていただいとしたいと思いますけど、

1:11:57	現年よろしいですか。
1:12:00	はい。日本原燃打田でございます。まずは、振り返りとしてですね耐震の今、書類のところの体系を示させていただきましたけれども、ちょっとこちらについてはですね、
1:12:15	十時 00 の整理再度確認の上ですね、構造に関するところと、傾斜に関する方針のところこちらですね整理をですね、
1:12:27	行った上で党首資料の修正をさせていただきたいと思いますその際には一つ名、最初にコメントいただいた衛藤。
1:12:37	呈する耐震のですね方針、どれに該当するかというのをおわせて整理を行います。
1:12:44	また関連する話ではございますが、
1:12:51	会員のですね S s 評価のですね方針についてですね、こちらについても同じく藤専務評価方針のところにかくうことになろうかと思いますがちょっとそこ、
1:13:06	ここは課長ですね再度確認の上と修正をいたしたいと思います。あと構成のところは最後になりますが、評価方針ですね全体としての方針のところ、
1:13:19	こちらについては最初の段階で示した上で計算方法については当設備の申請のタイミングで示すというところで、
1:13:31	そこを明確にですね書き分けたいと思っています。
1:13:43	はい、衛藤岡部のところについては振り返り以上となります。
1:13:52	と、規制庁カミデです。それで、
1:13:55	書類を幾つかつくらなきゃいけないし、
1:14:00	前半の話でいうと少し検死ともっていう感じだと思いますけど今後のスケジュール感は説明いただけますか。
1:14:10	はい。衛藤元チダでございます見合わせ等、今日ですねコメント受ける前の段階ではまずは
1:14:21	基本方針とですね計算書のブランク、今週ですね、木曜日にご提出というところをですねと考えてございましたがちょっと構成基本方針のところをですね少し大幅に見直さないといけませんので、
1:14:39	それでちょっと時期についてはすいません少し落とさないで、確認の上回答させてください。
1:14:52	はい、規制庁カミデですわかりました。
1:14:57	これってあれでしたっけ、いつぐらいに申請対象設備にしますってなったんでしたっけ。
1:15:06	元の津田でございます江藤前。
1:15:10	10 月の 12 のヒアリングでその旨申し上げております。
1:15:18	やはり規制庁カミデです。それ 2 週間後でこの話なので、

1:15:25	ここに来てこういう話をしてるようじゃっていう感じもしますけど。
1:15:30	あれ、2週間でこれ一なってる感じもするし、いずれにしてもちょっと決断が決断というか前に判断できてなかったんだなっていう感じがしますけど。
1:15:43	いずれにしてもそちらが目指す工程があると思いますんでそういうのとあわせていろいろスケジュールに関しては、宿題があると思いますので、回答、検討いただいて回答いただければと思います。
1:16:00	はい。辨野記者でございますこちらも早くですね、作って出したいと思っておりますので、すいませ的に相談に乗っていただければと思います。よろしくお願いします。
1:16:13	あと、規制庁カミデです。適宜相談っていうのはあれですかね書類がない状態でヒアリングすることも視野にっていうことであれば適切に議題は登録してもらえれば
1:16:26	ヒアリングはできますのでよろしくお願いします。
1:16:30	はい、米田でございます。ありがとうございます。その時は相談させていただきます。
1:16:37	コサクですおそらく相談っていうとその書類構成とかの話だと思って、先ほど話をした、別紙4の前についているようなやつ、
1:16:47	他のさ、先ほどの十時とかですね、他のもの全体見て、こうしたいと思えますみたいなぐらいの、
1:16:55	資料があれば、話ができるかなと思います。その上で、別紙4の、
1:17:02	抜粋とかですね、そういうようなところがあると、よりその具体がわかって、
1:17:08	認識合わせができんじゃないかなというふうに思います。よろしくお願いします
1:17:12	はい。日本原燃千田でございます。ありがとうございますそこにちょっと私の理解不足くうがあったのでここだけで従うとはい。今ご提案いただいたような形で私も進めたいと思いますので、はい。よろしくお願いします。
1:17:43	規制庁の竹田です。衛藤それでは、安保00よろしいでしょうか。
1:17:50	よろしければ、次の議題に進みます。
1:17:53	すべて耐震建物13になります。
1:17:57	こちらの資料につきまして、日本原燃の方から説明あればお願いします。
1:18:03	はい。日本原燃イナツマです。
1:18:06	資料は、10月12日に提出しました、他社でも13の、
1:18:11	リビジョン8Aとご説明させていただきます。まず

1:18:15	前回の提出資料からおっきな変更で主な変更点についてご説明させていただきます。
1:18:23	まず、ホシノ 15 ページお願いいたします。
1:18:29	まず 1 点目としまして、設計用地下水を設定する施設というところでこちらにつきましてええと今回整理したところでは、
1:18:37	補足説明資料の共通 08、
1:18:40	この中で、申請対象リストとありますけれども、この中の建物構築物というものを抽出しまして、
1:18:48	その中で、DCのS _s または 1.2 倍した地震力これについて、
1:18:56	評価を行うもの、建物構築物というものを抽出しまして、それについて設計を地下水位を設定すると。
1:19:03	いう、整理をしてございます。この中でですね、上位クラスへの波及を考慮する下位クラスもございますので、こちらについては、
1:19:12	補足説明資料の新規年 03 の中で整理したもの。
1:19:17	としまして、建物構築物を抽出してございます。その欠こ
1:19:22	通しの 16 ページ以降に整理してございます。
1:19:26	共通 08 側から修正したものを丸印、耐震基準 03 I クラスの波及影響の検討というところを抽出したもの。
1:19:37	3 が無印で種類抽出したということに記載してございます。
1:19:43	続いて、主な変更点として二つ目としましては液状化の評価。
1:19:49	の有無の要否についての検討でございます。これはページで言いますと、
1:19:55	39 ページ以降になります。
1:20:00	こちらの方まず 39 ページに文章でどのような形で議場化の要否を判断したのかというところを記載してございます。
1:20:10	についてはちょっと次以降の表ですとか、図表でご説明差し上げたいと思います。40 ページ、ご覧いただきますと、衛藤先ほど、
1:20:21	もちろん 15 ページ以降で説明した、設計を 10 ヶ所を設定するものうち、まずは地下水排水設備の外側にあつて、地表面に設計を地下水を設定するもの、こういったものが、
1:20:33	議場化の評価の対象とかというもののまず、ベースになるような建物構築物になるというところを示してございます。
1:20:43	その上で 41 ページ、42 ページ、その配置図と、周辺の状況を記載したもの、検討のフローを記載してございます。
1:20:54	42 ページのフローをご覧いただきますと、
1:20:58	すいません、ちょっと小さいけど上の方から、
1:21:01	先ほどお話した設計用地下水を地表面レベルで設定するものに対して、まず液状化による影響に指定のどのままあるのかというのを、

1:21:11	ピックアップいたします。これについては前回までのヒアリング説明資料でも記載があったものでございます。
1:21:19	その上で、今回その二段階に分けてフローを整理し直してございます。一つ目の四角のところ、点線の色で囲っているところでございますけれども、
1:21:28	施設周囲の地質地形的検討としまして、
1:21:32	施設の周囲の液状化対象層がどのようになっているのかと。
1:21:36	いうところでまず一つ目のダイヤのところになりますけれども、施設周辺に液状化対象層があるかどうかと、そういったことで、そもそも液状化評価する。
1:21:47	ナリタする必要があるのかなのかというところを、
1:21:51	判断してございます。
1:21:53	その上で、液状化対象がある場合には、またプラスアルファで液状化対象層があって、
1:22:01	ある
1:22:02	阿比留新層が傾斜していたり、あとは、筧のような、のり方から離隔距離 100 メートル以内かどうかというところで、プラスアルファの検討が必要かどうかと。
1:22:13	先ほど、影響因子というのをお話しましたけれども、側方流動というものを検討するかどうかという判断をここで一旦してございます。
1:22:21	その上で、その下の液状化による、各影響因子に対する施設評価という地下、二つ目の点線の方に入ってきますけれども、
1:22:32	二つ目のダイヤのところで、その中でも構造的特徴ですとか、
1:22:37	設定評価の観点で液状化の影響というのは
1:22:41	はないだろうと言われるものについては、液状化による影響評価不要と判断してございます。
1:22:47	一方やはり影響があるだろうというところに関しましては、一番最初に、議場会社に修正してございますけれども、
1:22:54	一番から 6 番、一番ですと、地盤の剛性低下ですとか、そういった観点での評価を行い、
1:23:01	その中で、施設への
1:23:06	設計に反映するのかどうか、策等を実施するかどうかというような形で評価を行っていきたいと、いうことを方針として記載してございます。
1:23:15	これを書き下したのが、当初 39 ページになってございます。土肥。
1:23:20	別、主な修正点は以上でございます。その他前回ヒアリング等で指摘を受けた事項ですとか、前提的な用語の統一等を行ってございます。
1:23:30	1 点新規で追加した、別紙がございましてちょっと簡単にご説明させていただきます。ページで言いますと、173 ページになります。

1:23:43	前回のご指摘で、
1:23:47	集水エリアというところを、各建屋をちょっと分類してですね、まず、一定程度の関わりでエリア分けしますというときに、
1:23:57	建設で、集水管ですとか、
1:24:01	ITを審査増設したところもございます。こちらの方を、75ページ以降、エリアごとにですね、増設した部分につきまして、赤字で、こういったものを設けることで、
1:24:14	エリアをちょっとまとめて、集水エリアということで整理してございます。これはちょっともともとの本文の
1:24:23	図面ではわかりにくかったところございましたので、別紙という形で整理させていただきました。
1:24:30	以上修正点となりますけれども、
1:24:34	すごいですね、改めて資料確認したところ、
1:24:38	おっきいが幾つかありまして大変申しわけませんこちらもちょうと訂正させていただきたいと考えてございます。
1:24:45	あと26ページ、ご確認いただきたいと思えます。
1:24:50	全部で26じゃないです。すいません。当初28ページですね、もちろんございません。
1:24:57	28ページの下の下線部追記したところでございます。発電のですね、4行目でございますけれども、
1:25:06	通常の排水能力を100%と書いてございますがこちら、400%の誤りでございます。
1:25:13	そうですねエリアごとに、に、Aピット一つのピットに、100%のポンプを2台設置して、つまり2ヶ所あるということですので、
1:25:25	実際排水能力としては、400%あるということでしたのでこちらの方、すいません、ちょっと修正させていただきます。
1:25:33	また、通しの36ページでございます。
1:25:41	この方は、前回ご指摘いただきましてシュセイ者つもりがちょっと早が漏れてしまったんですが、表の
1:25:47	専用機能の一番右側の列になります、設計基準を超える場合の考慮ということで、床になってしまってるんですが、実際は、電源機能と同じく、
1:26:00	※の*5がついて、設計基準を超える場合においても、その排水機能を喪失した場合押す、考慮して利用するというのを、
1:26:13	亀岡阿久津、でしたらこちらと抜けてしまいましたので、電源機能と同じようなすいません、TBPの隣の対応と、
1:26:22	主体ということで修正させていただきたいと考えてございます。

1:26:26	今回もしっかり4を統一したつもりですけども、しっかりできていなかったの、こういったところを含めて
1:26:33	今後はこのようなことがないように対応したいと考えてございます。
1:26:36	徒歩のこの説明は以上でございます。
1:26:42	規制庁の竹田です。ありがとうございます。それでは規制庁側から確認があればお願いします。
1:26:51	規制庁の岸野です。
1:26:53	主に変更された点として39ページや42ページのフローについてご説明いただいたのでその辺りについてですね。
1:27:02	確認したいんですけども。
1:27:05	39ページの説明というのは、先ほどご説明があったように、
1:27:10	地下水排水設備の外側に配置される建物構築物の中から、
1:27:16	液状化の検討を行う施設を選定する考え方を、
1:27:20	説明しているものと理解をしているんですけども、
1:27:26	中身がですねちょっと判断の流れですとか、
1:27:30	或いはこういう場合には検討対象外とするっていうような条件がいくつか出てくるんですけど、それらの組み合わせ、アンド条件なのかは条件なのかといった考え方ですとか、
1:27:40	具体的な判断基準等が、
1:27:43	ちょっと読んでいてもなかなかわかりにくくてですね、まだ十分整理されていないのかなというところがありますので、ちょっとそういった観点で幾つか確認をさせていただきたいと思います。
1:27:55	まず39ページの、
1:27:58	4パラメーなんですけれども、
1:28:03	まず液状化により影響因子の抽出を行うという説明があります。
1:28:10	あとこの39ページの文章だと、下の9パラグラフ目に出てくるんですけど、側方流動の検討要否を確認した上でとあります。
1:28:20	42ページのフローではいずれも上の方に代案として出てくる。
1:28:24	ものなんですけれども、
1:28:26	この液状化による影響因子の抽出等、
1:28:30	あと側方流動の検討要否というのは、
1:28:34	この
1:28:35	液状化対象施設を絞り込むこの流れの中の一番最初に位置付けているようなんですけども、
1:28:42	これらの内容っていうのは、
1:28:46	液状化検討対象施設を絞り込んだ後に実施する内容だと思っておりますので、

1:28:53	これ、ここに一番最初にフローの一番最初に言い続けてもですね、そのあとの判断に大きく分かれるわけでもなく、
1:29:02	またそこ流動なんかは結局、58 ページとかの表を見ますと、
1:29:06	検討を要する施設はこの敷地内一つありませんというようなことから優先度が低いように思うんですが、
1:29:13	これをフローの前段に持ってこなきゃならない理由ってのは何なのか、ご説明いただけますか。
1:29:22	はい。日本原燃なんすか。今須藤さんご指摘のは、今映してる 42 ページのフローでいうと二つの内容のことをおっしゃっています。ちょっと確認です。
1:29:36	42 ページでいきますと、
1:29:41	まだいやと私言いましたけど上から二つ目ですね、液状化による影響因子の抽出というのがフローの上から二つ目に来ていると。
1:29:51	後ダイヤ二つを挟んで右側に遡行粒度について要件等っていう流れがあって、
1:29:59	液状化の検討対象施設を絞り込む前に、こういったものは先に来ているのはなぜでしょうかという質問です。
1:30:09	よろしい。
1:30:12	はい。日本原燃稲場です。こちらの方、二つ目のダイヤ、最初ですので最初から説明いたします。遠い最初の、
1:30:20	四角ですかね。外は地下支配設備の外側に配置される建物構築物の下にある、まず液状化。
1:30:29	による営業所の選出というところに対しましてこちらについてはご指摘の通り、液状化、
1:30:36	対象とするか否かの判断には、直接的には、
1:30:41	用いないものでございます。確かにこちらの方はもっと別枠でもいいのかなというふうに考えてございます。その上で、その地質地形的検討、
1:30:53	いうところの二つ目のダイヤにございます。
1:30:57	液状化対象層があるかどうかというところにつきましても、あ、すいません液晶。
1:31:02	愛想その傾斜ですとか、
1:31:05	売り方から 100 メーター以内かどうかと。
1:31:08	いうところに対しまして、我々としては、
1:31:12	液状カーの影響があるかどうかというところをまず
1:31:17	その設置状況から、まずは判断する必要があるのかなあと踏まえまして、この最初の地形茂っ地形、地質的検討のところに、
1:31:29	この判断を設けているというところでございます。以上です。規制庁の岸野です。どうして

1:31:35	判断したかを聞きてるんですけど、液状化対象、検討対象を絞り込む。
1:31:45	はい。規制庁上出です。
1:31:48	要は、
1:31:50	議場カーどういものを、に対して対応するのかっていうことをちゃんと示してもらおうフローだと思ってるので
1:32:01	余計なことは書かなくていいし、いうことなんですよ。それで言うと因子の抽出っていうのは簡単に関係ないので、抜いてしまえばいい、Cで、
1:32:11	側方流動を、一旦、真ん中でやってますけどその下のなんか構造的特徴とか施設評価の観点って言うのでこの中に
1:32:23	周辺の状況というのを入れちゃえば、フローとしてはシンプルになると思うんですけどそういうもんでもないんですかね。
1:32:33	日本原燃イナヅマです。まず一つ目のご指摘ですね、液状化による影響書の抽出という、
1:32:40	これ自体は液状化の要否判断に関わることではないというのはおっしゃる通りでございますのでこちらの方から削除する方向で考えたいと思います。
1:32:48	同じように二つ目のご指摘の、その側方流動に係る影響あるかどうかというところにつきましても、整理として施設、施設の評価をシフト二つ。
1:33:00	四つ目のですね、点線四角の中の構造的特徴ですとか、その施設の
1:33:06	配置状況というところを含めた中で、整理できるかと考えますので、ちょっと新保の形で見直すようにしたいと思います。以上です。
1:33:17	はい、規制庁価ベースで、
1:33:20	ぱっと見、それで統合できるしそっちの方がいいんじゃないかなと思うんですけど、なんで、こういうなんか回りくどいような感じになったのかっていう。
1:33:31	ところをちょっと気一応何かそこに何か潜んでないかっていうところなんでちょっと説明いただければと思いますけど、何か。
1:33:46	日本原燃佐藤です。我々大きな地質的な状況をとらまえたときに、近くに欠けがあるとかが大きく傾斜してる。
1:33:58	そういった部分は非常に施設にとって影響が大きいよねっていうことで、最初のダイヘンのところそういうところがないといったところを、
1:34:09	選別、
1:34:11	しておいた方がいいと、というような発想のもと、ちょっと、
1:34:15	何段階にもこう描かれてしまったような申請フローになっていたことに対してはご指摘の点踏まえて修正したいと思っております。以上です。

1:34:27	はい、規制庁カミデですなんかあの思いが出たというかこれは大事だろうという思いが出たというかなんな感じで、特段大きな理由はないのかなと思います。はい。そういうことであれば、言われたような申請、いいかと。
1:34:42	すいません割り込んですみませんでした
1:34:44	はい。規制庁岸野です。
1:34:46	続きましてですね、また 39 ページに戻りまして、
1:34:53	7 パラグラフ目になるのですけれども、
1:35:01	また、各施設の周囲が改良地盤で囲まれている場合はって始まっている。
1:35:07	パラに、
1:35:08	なんです、これが下の方に注記があつてですね。
1:35:11	改良範囲が液状化対象層深さの 2 分の 1 の範囲。
1:35:17	であれば、液状化の検討は不要と。
1:35:20	いう整理をしようとしてるようなんですけど。
1:35:24	改良時間が 2 分の 1 の範囲であれば、
1:35:29	S s に対しても施設の安全機能が確保できるという技術的な根拠をお持ちの上でこのような方針を立てているのか。
1:35:39	そのあたり説明いただけますか。
1:35:50	日本原燃佐藤です。
1:35:52	改良範囲については、指針の方にも目安ということで、まだ確立された方ではないというような説明もあったんですが、
1:36:04	そその指針の中で扱っていたその改良体、
1:36:08	こちらノースサンドコンパクションと呼ばれる砂を圧入して地盤を固めるという改良方法に関しての、
1:36:19	改良範囲の目安。
1:36:22	なんです、六ヶ所の方で、今作業している地盤改良っていうのは、地盤にセメントをまぜて、
1:36:32	別させる、先ほどの三方コンパクションに比べてかなり強度の高い改良を施している。
1:36:42	という前提のもと、A、
1:36:49	2 分の 1 の範囲が周辺の液状化によって、地盤の剛性が下がるだろうというような範囲でしたので、
1:36:59	それよりもかたいものを使っていれば、十分
1:37:04	液状化の影響は
1:37:07	低減できるという、まず全体のお話と、
1:37:11	さっきよりも評価のほうをご確認いただいてる、4B、

1:37:17	もう
1:37:19	液状化値と非液状化時の応答を見たときに、S sの入力に対して、
1:37:28	液状化時と非液状化時の応答にですね、差異がない。つまり、
1:37:34	そういった地盤改良を施しているような場合には、十分液状化の
1:37:43	影響を元、
1:37:46	できている。
1:37:48	というような前提のもと、こういった
1:37:53	選別が可能ではないかと、いうふうに考えて、今回お示ししております。以上です。
1:38:02	規制庁の木曾です。今のご説明で二つ大きく言われたんですけど一つは
1:38:11	いわばサンドコンパクションに対するものを、
1:38:23	よりもかたいんでっていうことで見込みというか期待してそのような評価をしようとしているということだと思うんですがもう一つは、
1:38:34	飛来物防護ネットの検討の時に全応力という抗力をやっていて、A4B
1:38:39	のホットを比較したところ、大差がないというふうにおっしゃったように聞こえたのですけれども、
1:38:45	飛来物防護ネットの検討の中で示されていたのはネットの応答であって、
1:38:52	4Bの5頭が全力有効力で差がないってという説明ってのは、
1:38:55	すみません、記憶は飛んでるだけかもしれませんが、どこで説明がされていたのでしょうか。
1:39:09	日本原燃佐藤です。失礼いたしました。
1:39:14	液状化時と非以上火事で応答の差異が見られなかったのは、防護ネットをです。で、さらにその内側にある、営業日本体についても、
1:39:24	はい、液状化による影響はないものというふうに、
1:39:29	数値的な確認がちょっと取れてませんが、その前提のお話させていただきました。
1:39:33	室長の岸野です。技術的な根拠の説明を求められたときに、
1:39:43	数字的な確認がとれていないものでもって説明されると。
1:39:49	ちょっと一気に信頼感が落ちるのと、あとネットについては全力有効力で足りないっていうご説明だったんですが、
1:40:05	設計に用いる部位の音によって有効力のほうが厳しいということがあって両方比較して、
	主に有効力の結果を使っていたと認識していて、その点方と認識が違うように思うんですけれども、
	私の認識間違っているでしょう。
	日本原燃佐藤です。

1:40:08	○Bの防護ネット等の有効力と税務力の解析時のことですが、
1:40:18	検証の中で
1:40:21	液状化時中間状態、あと非非液状化時の検討をさせていただいたときに、
1:40:27	大きな差異が見られていなかったと、いうふうにとらまえて
1:40:33	お話をさしていただいたものでございます。
1:40:39	資料に若干の差異、サーバA、
1:40:46	液状化時が大きかったり裨益とかチダを効か、
1:40:49	利するような周期体っていうのも、確かにございましたが、その差異が小さいというふうに我々の方は認識しておりました。以上です。
1:40:58	規制庁の岸野です。整理の中で確かに差異が少ないと呼べるものもあったかと思うんですけども、結果的にネットの設計に使ったものとしては、液状化の方が厳しいということで、
1:41:10	使われた応答が大きかったように理解しているんですけども、
1:41:17	それは間違ってます。
1:41:22	日本原燃佐藤です。はい。対照関係でいうと、液状化時の応答が、若干でありましたが大きかったっていう形事実でございます。
1:41:32	清町のキシノですはい。その事実を踏まえると、大きな目で見るとそんなに大きな差はないからということで、
1:41:40	2分の1の幅だけ改良をしていれば液状化検討しなくていいよねっていうのは、ちょっと乱暴なような感じもしました。あともう1点ちょっと聞きたいのは、
1:41:51	こういった整理をするにあたっては発電炉の整理なんかも結構見られていると思うんですね。
1:41:57	直近でいくと女川はその前から柏崎前はトーインとあって、
1:42:04	屋外重要土木構造物なんかは基本的に液状化の検討を基本としつつ全応力解析もやってというような、
1:42:11	ことをやっていますけれども、そういった発電度とかの審査実績を踏まえても、このような形で最初から改良幅がこれだけあれば液状化の検討不要っていうような判断をしているような実績があるかどうかについては確認されているでしょうか。
1:42:33	日本原燃佐藤です。女川の方、評価についても
1:42:39	確認はしております。で、山賀さんの方では、地盤改良した上でも、医事課の検討をしていたというところがありました。
1:42:53	その事実については確認はしております。以上です。
1:42:59	規制庁の木曾です。はい。センコーはそのようにやっているんだけど、日本原燃は、それに反して改良幅さえあれば、液状化の検討不要と。

1:43:11	いうもし主張をするのであればですね、先ほど聞いたようにですね技術的な根拠も十分そろえた上で、先行炉でやってないけれども、十分これで安全機能が果たせますという説明が必要になってくるかなと。
1:43:27	思いますけれども、
1:43:28	この設定の妥当性を今回の申請の中で説明し尽くせる見込みってあるんですか。
1:43:38	表現サトウです。
1:43:40	厳密 2 タブー評価するとなるとやはり両方やってそこに差異がないということを見た上でしか
1:43:51	定量的な評価は難しいと思いますので、
1:43:54	ちょっとこちらの判断、地盤改良に囲まれていけば期初公表という方針につきましては、
1:44:03	ちょっといま 1 度、再検討させていただきたいと思います。以上です。
1:44:12	規制庁の岸野です。はい。
1:44:15	見直されるということで理解いたしました。
1:44:20	すいません。規制庁上手です。
1:44:25	本件、
1:44:27	大分資料待ってて
1:44:31	もともと強固であったのも
1:44:34	受振 0001 の、
1:44:38	基本方針を見てるときに、
1:44:41	何で冷却塔は要らないんですかと、方針上それがどう示されてるんですかって言った時に、なんかあまり ME を覚えのないような説明がされ、
1:44:54	今整理中ですよって、この資料を出して
1:45:00	今日話を聞いていると。
1:45:02	いうところで、その中でももうぱっとみい。
1:45:06	この地盤改良幅なんかは、閉栓航路を見ても、そんなことはやっていないし、
1:45:15	あんまり説明がプアーだなあと思っていてですね、それをヒアリングで確認すると、
1:45:25	また検討しますっていうことなんですけど
1:45:29	どういう検討体制で、いや、どういう。
1:45:33	どういうことなんですかねっていうことなんですけど、どなたか説明いただけませんか。
1:45:48	日本原燃佐藤です。
1:45:54	MB 今回の奉納液状化不要ということに関しては、すいませんちょっと私が前回、別のヒアリングで説明した際に西岡対象層、

1:46:09	地盤改良がほど化されているからという話で、ちょっと説明してしまったかと思うんですけど。
1:46:16	オービィ本体に関しましては、
1:46:20	その文章の上規制庁カミデです。規制庁かみさんそういう局所的な話をしてるんじゃないかと、原燃として技術的なあ。
1:46:31	検討をどれだけしっかりやってるかっていう話なんですよ。電力の支援も受けてるだろうし、あとメーカーの、ゼネコンの人たちともコミュニケーションをとって、
1:46:44	しっかりとしたものを作ってるってということだと思うんですけど、今日のこの状況なので大丈夫ですかということ聞いています。
1:46:59	議論例年サトウです。
1:47:03	分析修練を受けながら、この件に関してもいろいろと議論をする中で、
1:47:11	実力としては十分その液状化の影響を、地盤改良体で、
1:47:20	低減できる、
1:47:22	というようなところを、
1:47:24	であるという議論は強いておりました只野先ほどご指摘あったようにその定量的な、
1:47:30	強化っていったところで、
1:47:33	やはり今日イサーン結果がない中で、その定量性を示すって言ったところは、
1:47:39	今、すぐにちょっとなかったもので、
1:47:44	今一度ちょっと関係者とその定量性について、再確認して、この
1:47:53	我々の判断が、定量的にもう少し説明できるのかといったところを、今一度確認させて、
1:48:02	それが難しいようであれば、やはり
1:48:06	こういった評価については見直しをさせていただきたいというふうに
1:48:12	そこも、その点についても議論を進めてきたところでございます。以上です。
1:48:21	規制庁岡見です。あまり要領ない感じでしたけどまず絶対、今すぐ計量的な確認をとるところまでいっているわけではなくて定性的に評価をしているのであれば、
1:48:35	それを説明いただければと思いますけどあのさ、先ほど言ったように、地盤改良の方式が、
1:48:46	原燃は立地だからってだけで、よしそれでいけるねっていうのが、あれですかね関係者、そういう電力支援だとか、
1:48:57	ゼネコンも含めて、よしこれならいけるぞっていうことになったっていうことですか、まず事実関係としては。
1:49:08	日本原燃佐藤です。

1:49:12	その定量性に関してはやはり議論が非常にありまして、
1:49:19	数値解析なりの評価の上実態を見ないといけないという話もありましたし、ただりオンBという前例、I Oビル防護ネットっていう前例を見ると、
1:49:32	あれはすぐ横が地盤改良耐力が液状化する状態でしたが、それでも軌条化の影響が小さかったっていうことを見ると、
1:49:43	さらに内側の防護ネットってのはやはり一番改良体に囲まれていて、それなりの音低減とか液状化の影響の低減は図れる。
1:49:53	というような類推のもと、そういった議論の中でこのような
1:50:00	線、判断判断というかすみません、規制庁コサクです似たような話を何度してもしょうがないんで、
1:50:12	大枠として考えることはわかりはしますけど、設工認なので、ちゃんと説明してくださいねということで、ちゃんと説明するの考えを整理をするのがフローだと思うんですけど。
1:50:25	そこに何となくこう思いますっての入れ込まれたら、
1:50:29	審査にならないですよっていうのは、そもそも飛来物防護ネットの液状化影響っていう議論を、2年前から始まり、
1:50:41	ずっとやってきたところで経験してるんじゃないんですか。
1:50:48	もう一度2年前に戻ってやり直しますか。
1:50:53	日本原燃佐藤です。今までの経緯については重々承知しております。
1:51:00	規制庁コサクです。であるからこそ、それを踏まえればこういう説明をすればいいんだと。
1:51:06	いうところの考えが整理ができるように、
1:51:11	2年間で向上していて欲しいわけですよ。
1:51:14	それがまた振り出しに戻っちゃってるわけだから、何やってんですかっていうふうに言われてもしょうがないですよ。
1:51:26	それで、カミデが言うように、必ずしもきちっと定量評価をしなくても、言われたように、
1:51:34	飛来物防護ネットの解析結果を踏まえて
1:51:40	音を、内側の影響で考慮してみると、何らかのす、定性評価なのか、簡易評価なのかっていうところぐらいはあるのかなあというところで、今日ヒアリング、
1:51:52	に当たったっていうことだと思うんですけど、何もなかったっていうことなので何なんですかっていうことじゃないかと思えますけど、ご理解いただいています。
1:52:15	規制庁コサクですけど返事がないってことはあんまりわかってなさそうなんですけど。
1:52:20	そんなレベルですよ。

1:52:23	大柿さん、今日いらっしゃいます。
1:52:28	いらっしゃらない。
1:52:30	おりません。はい。
1:52:32	じゃあもう原燃として説明責任果たす気がないってことですよね。
1:52:42	どうなってんすかねでしかもそういう、
1:52:45	エンジニアリングジャッジを、
1:52:47	電力支援なり、ゼネコンを含め、オールジャパンとしてそういう判断をされるってことですよね。
1:52:56	審査会合をやりましょうか、或いはもうさっさと社長とCEO会議で、
1:53:02	院長以下に、
1:53:04	姿勢を話していただくか、
1:53:07	どう考えます。
1:53:12	日本原燃佐藤です。
1:53:15	ちょっとすみませんちょっとくどい、また同じようなことになってしまうかもしれないが営業B、本体の方の液状化の影響につきましては、
1:53:25	すいません規制庁カミデです。佐藤さん、無意識なのか、意図的なのかわからないんですけど話をすりかえられていて、
1:53:37	A4Bの話だけをしているわけじゃなくて、全体の設計方針今地震00の話の波及ですから、施設全体の設計方針の話をしてるわけですよって。
1:53:48	4弁についてはもうあれですよその下にさらにとかって書いてますけど地下躯体がないんだし、その下へね回りだしてということさらにも杭があつて、地盤改良があつてみたいな状況なのでそれ自体どうこう言ってるわけではないんです。
1:54:06	全体の設計方針として本当にこれでいいのかっていうことを我々聞いてるんですけどそこって認識合ってます。
1:54:17	日本原燃佐藤です。すいませんちょっと曜日に固執し過ぎて考えておりました。
1:54:22	全体方針に
1:54:26	といったときにですね、
1:54:31	その一番改良範囲についての考え方、
1:54:35	これについては、ちょっと定性的な、理論展開から、我々の方で、こういった方策が取れるんじゃないかというふうにとちょっと
1:54:47	考えて作成の方をしておりました。
1:54:52	長です。
1:54:54	度規制庁カミデです今のもよくわからなかったんですけど曜日に固執してましたと言いつつ、

1:55:01	今まで説明をされた地盤改良がこれぐらいあればいいんだと、定量的に確認しなくてもいけるだろうっていうそ、その説明は施設全体に適用できるものとして話をしたっていうことでいいですか。
1:55:18	日本原燃佐藤です。あれ、
1:55:23	周囲の周囲の改良中に変えて上がれば、そういった理論展開を可能かと、いうふうに言えば、考えておりましたが、
1:55:34	定性的な議論展開で止まっていたという点については確かでございます。以上です。
1:55:43	はい規制庁カミデ座り込んですいませんその辺りちょっと
1:55:48	一応全体の話としてされてたっていうことなのでわかりましたけど、
1:55:53	はいちょっとよくわからなかったり割り込んでしまう。すいません。
1:56:02	規制庁、小坂です。ごめんなさい。鬼頭さんに割り込んだところで申し訳ないんですけど、
1:56:08	結局、定性的でしかありませんでしたっていうのは、これ、定性的でもないんですよ。
1:56:15	感じを持ってますっていう宣言だけで、
1:56:18	説明になってないっていうことを理解いただかないと。
1:56:22	話がスタートしないような気がするんですね。
1:56:27	結局何の立証もないじゃないですか。
1:56:32	ていうところだと思いますけど。
1:56:35	これすいません、どなたかご理解いただける人いないっすかね。
1:56:49	伝えムラヤマですけどちょっと今ちょっと外して今戻ってきてお話を伺って、今一生懸命ついてきたところなんですけど、
1:56:57	おっしゃってるのは、
1:56:59	はい、わかりました。
1:57:03	国勢調査です
1:57:06	こう思いますみたいなのは現年衰えなんですけど、
1:57:10	許認可当たるにあたってはちゃんと、よくうちの職員からはエビデンスって言い方しますけど、
1:57:18	ちゃんと立証スルーためのロジックを示していただきたいと。
1:57:23	ロジック食うのところはちゃんと根拠があってというところで根拠の出し方がどういうものなのかっていうのは、
1:57:35	きっちりとした定量評価じゃなくても、
1:57:38	丸めたところでの評価でも通用するような、
1:57:43	てどうのものもあれば、ぎりぎりなのでちゃんと評価してみないとねっていうのもあればということで状況に応じてではあるんですけど、

1:57:52	少なくともそのレベル感が大きくずれているってそれがずれていたがために、当初先生が液状化の考えが入れられず、
1:58:02	それを指摘されてやってきて、その評価の仕方も、
1:58:07	あまり論理的でなくて、
1:58:09	ということで時間がかかって2年かかっているところの反省が何もできてないところなので、いい加減そこら辺は、立証するという、
1:58:20	認識を持って対応いただきたいと思います。
1:58:24	片言ムラヤマですお話を承りましてちょっと、
1:58:29	あと時間いただきます。ちょっとだけ事実確認したいことがありますので、
1:58:50	補足ですこの後のやりとり、杉野さんにバトンタッチしますのでよろしくをお願いします。はい。
1:58:57	長キシノです。
1:58:58	ではちょっと他の質問、ごめんなさい、古作です。今、原燃がちょっと待ってくれと言ってるところなので、その返事をちょっと待って。
1:59:09	津野さんから、やりとりをっていう意味です。はい。
1:59:24	すいません原燃村野でございます一応確認して、
1:59:28	一応、そんなに立派なものではないんですけどある程度確認したネタがあるようなので、ちょっとすいません改めてそれをご説明させていただいた上で理事長というか、
1:59:40	お話をさせていただければと思います。
1:59:45	よろしいですか。はい。
1:59:49	通帳キシノです。
1:59:50	はい。その内容についてはた。
1:59:54	説明を聞けるのかなというところではあるんですけども、
1:59:57	一方でですね先ほど上出からもあったように、基本方針に記載する内容として今回、なぜこれを対象としてこれは対象にしなかったのかの辺りの説明、或いは、
2:00:09	次回以降の申請施設も睨んでの、その全体方針としての記載をどうするかというのがあるかと思います。
2:00:16	そういう意味ではですね、39ページに、
2:00:19	事業者の考え方の説明があるんですけども、
2:00:23	7パラグラフ目ですかね、また各施設の周囲がというところ、これは、
2:00:28	土肥村山さんからも佐藤さんからもあったようにこれはちょっと見直すということなのでこのパラグラフをちょっと無視するとして、その一つの6パラグラフ目の具体的にはとか、

2:00:39	その下のさらにとか、この辺りが、元の考え方になるのかなと思うんですけれども、
2:00:45	この中にですね杭杭基礎かどうかっていったものが、ちょっと触れていないんですが、一方で今回の飛来物防護ネットをなぜ対象にしたかっていう説明は49ページにあって、
2:00:59	その中では、杭基礎云々というような説明もあるんですね。
2:01:04	なので39ページの説明の中には、基礎形式が杭基礎かどうかといったものも判定基準として原燃をターゲットとして入れてるんじゃないかと思うんですが、39ページに入れるという考え方はないのでしょうか。
2:01:20	日本原燃イナヅマです。はい。クシヨン市長さんのご指摘の通りと考えてございます。おっしゃる通り具体的に、今回の予備本体の
2:01:31	液状化の有無というところに、話すときには、近くではないという話、また、
2:01:37	竜巻防護ネットについて、クドウに基づくと、液状化評価が必要というときには、国があるという話をさせていただきます。それが方針がないというのは、
2:01:48	整合とれてないというところかと思しますので、方針側にも、この力がある。
2:01:54	加来K。また、杭基礎の有無というところもあつての基準となるかと考えてございます。そこは入れたいと考えてございます。以上です。
2:02:03	規制庁の岸野です。原燃の考え方はわかりました。で、今言われた杭とか地下躯体って言うものに、道道も含むのではないかなと。
2:02:13	私は解釈しているんですけどそのような理解でよろしいでしょうか。
2:02:18	はい。地下躯体というところには地中構造物も含めた形での整理と考えてさせていただきます。以上です。
2:02:27	規制庁の岸野です。はい。一応どういう施設を対象に検討するのかという考え方についてはですね、
2:02:36	2番改良幅云々については取り下げられると思いますのでそれ以外の部分については、ある程度見えてきたような気もするのですけれども、
2:02:45	これは申請の、
2:02:49	方にどうつなげるかについては、すいません、カミデさん、どうしましょうかこの申請の話に移りますか。
2:02:59	はい。規制庁深見です今までの何か。
2:03:03	そうですね本来であれば00にどう反映していくかっていう、前向きな話をするつもりでいたんですけど。
2:03:13	今までのやりとりからするともうやめちゃおうかなと思ってたんですが、とは言ってもってところの少し話を起用しましょうか。

2:03:25	先ほどイナヅマさんは、基本方針にその地下躯体の話だとか、杭だとか入れますって言っていたのが、その基本方針って、本文ですか添付ですかっていうところなんですけどそこまで整理されてます。
2:03:41	あれ。日本原燃イナヅマです。すいませんちょっと言葉足らずで申し訳ございませんでした。
2:03:45	衛藤。私の方で考えていたのは、耐震設計の基本方針側、テンプ側への、その判断基準の考え方を記載するというところで考えておりました。以上です。
2:03:59	規制庁神です。
2:04:03	本文の方はMOXと同じではありつつ、何書いてあるかっていうとその自然形成の、地盤の非線形性の向上にあたっては地下水排水設備の話。
2:04:14	これを踏まえて評価しますなんですけど
2:04:17	MOXわあ、
2:04:19	それした加工建屋しかなくてそれだけでもいいと思うんですけど、
2:04:25	今も話をしたように、地下躯体だとか杭だとかあとは地盤改良は先ほど喜多取り下げると言うって言ってましたけどまだ粘りそうな感じだったので、
2:04:37	それも含めて判断基準として書かれるのかなと思ってましたけど、本文側の方はどういうイメージ。
2:04:52	日本原燃イナヅマです。はい。現状このまま協の補足中その内容を、
2:04:59	ではないんですけども、基本的に今本文側の方はMOX側と同じような記載で考えており、テンプ側の方で、その際、MOXと再処理の差異について、
2:05:12	説明したいというふうに考えてございました。以上です。
2:05:18	はい。規制庁深見ですその考えはわかりつつも再処理とMOXって状況が違うので、本文にも反映すべきでないかという話をしましたけど、
2:05:31	その上でやっぱり本文はMOXと一緒にしますっていう回答だと受け取ればいいですか。
2:05:44	日本原燃矢田です。そういったもございました本日のヒアリングの内容を踏まえた上で再処理のMOXの違いというところがあるというのは、
2:05:54	施設の数ですとか、種類というところもございましてちょっと本部側の、
2:06:00	対応と、修正反映というところも踏まえて、含めて、ちょっと検討したいと思います。以上です。
2:06:10	はい。規制庁カミデですその上で、
2:06:13	今あるのか、地下性排水設備はもう書いてあるんですけど、
2:06:20	杭、あと地下躯体、あと、地盤改良という三つのファクターがありますけど、三つとも本文で示します。

2:06:36	日本原燃なんて少々お待ちください。
2:07:06	日本原燃イナヅマです。
2:07:08	本文側につきましては、杭とか近くというか、具体的な名称を出すよりは構造形式に着目して、その液状化の要否について判断するというようなこと。
2:07:20	添付の方で、それを踏まえた上で、杭ですとか、地下躯体の有無によって、液状化評価の要否を判断すると。
2:07:31	そういう形での整理をしたいというふうに考えてございます。以上です。
2:07:38	はい。規制庁カミデです。そうすると、
2:07:43	構造形式だとどうやって来た。
2:07:54	す。もう長金筒井湖に乗る。
2:07:57	ていう感じなのかなあ。今の記載で、何か今の記載でも、
2:08:02	余命それぐらいだったら読めるんじゃないかと思えますけど具体に見るとあんま読めなさそうなので、その辺を書いてあとは、添付に詳しく
2:08:13	のお話だと、
2:08:16	あれですかね。
2:08:18	一区伊藤地下躯体の話はありましたけど、
2:08:22	要はそれ以外ですよ、国があるものは多分、
2:08:27	基盤改良がどれだけあってもやりますよってということなんです考えとしては、その辺どうですか。
2:08:34	日本原燃イナヅマです。はい
2:08:37	最初伊勢通で杭マークのあるものは、竜巻、
2:08:42	あとでございませけれどもこちらについては、液状化の評価ということで、有効力解析を実施するというので整理してございます。
2:08:49	この申請でも、このような方針で対応して参りたいと考えてございます。
2:08:56	はい。規制庁カミデです。地下躯体がないものも影響を受けないでしょうということやらないってことなんですよね。
2:09:04	日本原燃谷津はいそのような整理をしてございます。
2:09:09	はい、規制庁管理です。その上で地下躯体があり、かつ、杭ではない。
2:09:15	尾野に対してどうするかってところも方針ではちゃんと書かなくちゃいけないで、本編ではそれは構造形式と言いつつも添付ではもうちょっと詳しく書いてということなんですけどそこをどう、
2:09:29	そうですねで、
2:09:31	それによって先ほど地盤改良のところある程度説明ができると言っていましたけど、

2:09:40	A4Bに関しては、今の整理でいうと地下躯体もないし、地下躯体がないっていうのもうはじけるので、
2:09:51	第1回の判断においてそれをぎりぎりやらなきゃいけないっていうことでもないと思っておりますので、あとはその方針にどこまでかかってそれ一
2:10:03	に依じて今回どこまで説明するかっていうところなんですけど、
2:10:08	今の段階であれですかね、ちょっとどこまでやるかっていうのは、まだ考えまとまってないですかね。
2:10:18	日本原電イナヅマ少々お待ちください。
2:10:37	コサクです。詰まってる間にカミデさんとちょっと確認ですけど、今言われた地下躯体があって、
2:10:45	考えなきゃいけないところってどんなところ。
2:10:49	です。
2:10:52	規制庁紙です基本的に、
2:10:57	地下躯体があってくじゃなくて堂々とかがあってですね、そういうものは液状化評価するんだらうな、例えばその建物に完全囲まれてるとかっていうのはいいんですけど、他のところはやるんだらうなあと。
2:11:12	思いつつ、今日の事業者の資料を見てもですね、
2:11:21	提示だと58ページでちょっとこの資料だけじゃちょっとよくわからないんですけどどうでも、液状化評価しないでいいんだと。要は改良地盤反対がある程度あるからいいんです。事業者考えてるようなのでその手当の話は今聞いてました。
2:11:40	コサクですわかりました。建物地下階があってみたいなところは、基本、
2:11:47	排水設備があって、
2:11:51	影響出ないようにっていう、
2:11:55	大枠そんなんだらう。
2:11:57	直接の地下生協はそれで回避してるけど、
2:12:01	液状化って言ったところは回避できないっていうようなところがあるのかどうかってのはどうなんですか。
2:12:09	規制庁岸野です口を挟んですいません。今日の資料でいきますと、
2:12:14	4、40ページにですね表がありまして、その表の一番上に建物というもので、三つ載っております。
2:12:24	これがサブドレンの外側に配置されて、
2:12:27	今回の液状化の検討対象としてまず一発目一発目というか、
2:12:34	スタートに立つ施設として建物があります。
2:12:38	もし私の説明間違ったら原燃から補足お願いします。

2:12:44	日本原燃イナヅマです。はい。今木曾さんから補足していただいた通り、地下水排水設備の外にあって、地表面に設計用地下水を設定するの が、
2:12:55	先ほどお話あった40ページの建物ABCと書いているものが対象とな ってございます。
2:13:05	ちなみにこの建物ABCは、地下はないですね比嘉全部平屋です。
2:13:12	日本原燃の東です。こちらにつきましては、Aにつきましては、地下軀 体がございます。Bにつきましては衛藤平谷なんですけれども若干1階 の床レベルが下がっているため、
2:13:23	地下躯体という少し埋め込みがあるというもの。
2:13:29	Cにつきましてはこれ主排気塔の基礎の上でございますのでこちらの方 は、
2:13:34	ではないという整理をしてございます。
2:13:39	規制庁、わかりませんそうするとABと道道ってというのが、今の、
2:13:45	議論のその対象になるってことですかね。
2:13:53	日本原燃谷津はい。浅尾さんのおっしゃった通りでございます。
2:13:58	はい、そうです。
2:14:00	土俵の範囲はわかりましたその上で、それについてどう対応するつもり なのかってということで、回答いただければと思います。
2:14:10	はい。日本原燃伊奈イナヅマでございます。衛藤先ほどコサクさん神谷 さんからお話のあった、
2:14:18	実際この負担のあるものについてどのような評価をするのかというところ につきましては、具体的な中身につきましては、申請の際にお示しし たいと考えてございますが方針的なところについては、
2:14:30	江藤、まだこの申請の、
2:14:36	或いは方針ということか。はい。勝野かなというふうに考えてございま す。
2:14:45	小宮さんどうぞ。
2:14:47	規制庁川辺です方針を書くのは、
2:14:50	当然で、どこまでの方針を書くのかって話で、今日説明のあった、 地盤改良のハーバーだとか、それ、そういう話をするのであればその 技術的な妥当性をという、
2:15:07	ことですし、あとは
2:15:10	より詳細、
2:15:11	今定性的なバージョンで私は話をしましたけど、定量的に説明をするっ ていうことに舵を切るということであれば方針としては適切に
2:15:23	影響評価をして、それ採用全応力が液状化かを、提携適切に選定します っていう方針であればそこはまた講習会で、

2:15:37	具体を確認ということかと思えますけどその辺はどうですか。
2:15:45	木暮稲田です。はい。我々としては後者の方で考えてございました。以上です。
2:15:54	藤。規制庁、高見です。定量的な方に、次回
2:16:01	全部やる必要はないですけど、代表なり、もしくは第1回でやった飛来物防護ネットの良い詳細な検証をするなどして、
2:16:13	適切な評価影響評価をした上で、要否を決めると。
2:16:20	地下躯体があり、杭でもないものについてはそういうプロセスを経て評価手法を再選定するという方針になるって感じですかね。
2:16:33	日本原燃稲田です。今、神谷さんに教え、おっしゃっていただいたところで考えてございます。以上です。
2:16:43	はい、規制庁上津わかりました。
2:16:46	あ、規制庁さん、何か。
2:16:48	コサクです。
2:16:50	それはそれでいいのではありませんけど、そもそも何て審査会合の場でそういうことを言わなかったんですか。
2:16:59	こういう土俵の対象物があって、
2:17:03	液状化についてどう考えますかっていう第2回も含めて、第2回以降も含めて、トータルの方針として説明してもらわないと類型として整理できませんと。
2:17:13	会合でも言っていてですね、それで
2:17:17	評価対象外にできるものとするものは有効応力解析。
2:17:22	全応力解析してっていう、委託のような表現をされていたところの方針変更というのは、どうお考えになるんでしょうか。
2:17:37	日本語のイナヅマです。少々お待ちください。
2:18:00	高久ですけどすみません。神谷さん、今私は方針変更って言ったんですけど、そう思います思いませんと、どんな感じなんです。市岡です耐震班のメンバーは方針変更だと。
2:18:15	了解です。
2:18:17	原燃としてどう思うかっていうことをお話いただきたいのと、方針変更的な考えでいけば、補正の後に、審査会合で説明いただくっていうことかなっていう気はします。
2:19:39	はい。日本原燃、宮沢です。おっしゃる通り、
2:19:43	あと、認識とこれまでの
2:19:45	小さい方で説明した部分との社員があるところについてにつきましてはしっかり説明させていただきたいと考えてございます。以上です。
2:19:56	はい。補足です。わかりました。それに沿うする説明ができるように、

2:20:03	考え方を整理をして、或いはその法線変更した理由みたいなところとかも整理をしておいてもらえればと思うんですけど。そうすると、再補正を比較的早くやらないと、
2:20:16	そちらのスケジュール的にはなんかどンドンずるずるいくっていう感じもすると思うので、
2:20:21	昨日のヒアリング今後のスケジュールみたいなのを週末めどにっていうような話をしてるんですけど、その検討プロセスの中で本件についても話を入れて、
2:20:32	全体どう進めるかというのを考えるようにしていただければと思います。以上です。
2:20:40	サトウですDIGやってますとですね、ちょっと今年分校の話についてちょっと私もこちらで内部話はちょっと聞いてるんですが、最終判断としてそれが本当に社として関ふさわしいのかというのはちょっと、
2:20:54	昔からの社内の中でちょっと検討してからお答えしたいと思いますので、すいませんちょっと先ほど法人に移行し、説明しますということについてはすいませんちょっと一旦取り下げさせていただいて、
2:21:05	もう1回正式に回答させてください。
2:21:08	訳ありません。
2:21:09	コサクです
2:21:11	取り下げるといふか検討をちゃんとして、社としての方針を、また言っていたいただければと思います。よろしくお願いします。
2:21:19	はい。承知いたしました。
2:21:27	藤規制庁カミデです方針変更というかどうかは
2:21:33	いろいろそちらも思いがあるんだろうと思いますけど少なくとも我々聞いてた花シードと、イメージ違うなあと思って、まず先週のヒアリングが聞いた話が、
2:21:47	あれっと思っていて今日の話聞いてもっていうことなんですけど、なんでそういうコミュニケーションエラーみたいなのが負っちゃうの。
2:21:58	かなあと思ってるんですけど、そのあたり、
2:22:02	今、
2:22:04	うん。
2:22:05	回答で云々というよりはちょっと原燃の中でも、どういうことがあったのかっていうのをちゃんと考えといてもらいたいんですけどよろしいですか。
2:22:18	はい。日本原燃になるため埼玉のご指摘踏まえて
2:22:22	このような状態になって、このような回答しかできなかったというところにつきましては、整理して、

2:22:30	しっかり説明できるようにしておきたいと考えてございます。以上です。補足です。このような回答しかできないというよりは、これまで我々が聞いてないと思うような、
2:22:41	フローのパスが発生したという、
2:22:45	ことでそれが今の段階になってということについてっていうところだと思います。それで言うと、審査会合でこの話をしていたところに、皆さんがどう思っていたと。
2:22:59	で、現時点になって、
2:23:01	何か困ったことがあって、
2:23:04	追加検討したということなのかというその実情をちゃんと言っていたくってということじゃないかなと、まずは思うんです。
2:23:12	その実態がわかんないもんですから、本当のところ何なんだろう。どっかで抜け漏れが出てるんじゃないのかとかっていうところ。
2:23:18	あまり、こちらとしては心配になるんですよ。
2:23:22	なので、本当に正直にちゃんと言っていたくってということがスタートだと思いますのでよろしくお願いします。
2:23:31	はい、日本のイナヅマです
2:23:33	例えばご指摘いただきましたように
2:23:35	1帯磁率がどのようなことだったのかというところを、しっかり整理した上で、ご説明したいと考えてございます。以上です。
2:23:50	藤規制庁の古味です。
2:23:53	ということなんで今日これからまた細かいところは資料の中であるので少し確認をしようと思ってましたけど今日大きなところ、設計方針に何を書くかっていうところ、
2:24:09	の話としてはこれくらいかなと思ってます。ここまでのところで、規制庁側からまだ確認等あればお願いします。
2:24:25	規制庁神です。特になければ他のところキシノさん中心に確認進めていただければと思います。
2:24:35	はい。規制庁岸野です。では資料についてその他の確認をさせていただきます。
2:24:42	ちょっと前のページにさかのぼっ。
2:24:45	で順番にということよろしいですか。
2:24:59	30ページをお願いしたいんですけども。
2:25:02	冒頭の説明で今回、下線部で追記された箇所があって、
2:25:08	地下水排水設備の増設箇所。
2:25:11	を別紙に示すというような説明があります。その具体的な内容は、別紙273ページ以降に、

2:25:21	あるんですけども、
2:25:23	今回の資料を見渡してもですね、何のために増設するのかとか、どういうふう増設するのか。
2:25:30	ていうのはどこにも説明がないように思いますけれども、このあたり、
2:25:35	説明いただけますでしょうか。増設する必要性は何で、どのような考え方で増設するのかについての説明を改めてしていただけますでしょうか。
2:25:47	はい、日本連盟の桜庭です。
2:25:51	えっとですね増設するのがサブドレンピットとあとは集水管というのがあります。
2:26:00	ちょうどサブドレンピットについては、既設のサポート例をのを、耐震化するのにちょっと施工上困難なところがあったので、サブドレンピットを増設しました。
2:26:14	それであと、集水化については、ですね、すぐエリアをですねできるだけ広く広くってかエリアを、
2:26:25	何て言うかつなげるために、この修正隠せないで耐震ポンプあるところに水を引き、増設するようにしております。
2:26:37	以上です。
2:26:40	清町の岸野です。
2:26:43	中性化についてはそのエリアをつなげるためにということなんですけれども、
2:26:47	なぜエリアをつなげるのかということについては、おそらく新設するS s 数に、或いは1.2S s に対してもつように設計されたピットに複数エリアをつなげることで、
2:27:01	す。
2:27:04	S S にもたせるピットを少なくするとかそういった意図があるのかなと思いましたがけれども、そういった背景も含めて、目的、必要性ってのは説明できますでしょうか。
2:27:16	日本原燃桜庭です。設備、ポンプの数を対象分の数をできるだけ少なくすることがメンテナンス的にも、
2:27:29	よろしいので、あとまたそれからですね実績排水量等で、水の出てる量というのが大体把握してますので、
2:27:41	ポンプの能力を考えたときに、集水エリアをつなげていっても、十分排水できるというのを確認して、つないでいったということでありませう。
2:27:53	それからあと先ほどの園部あんのサブドレンピットの方なんですけども、

2:27:59	例えば低利管理がある、あってですね、なかなか施工が困難であるとかあとは、中央の配管が近くにある、その移設もなかなかできないということで、
2:28:12	近くに増設というふうにしております。これ、答えになってますでしょうか。
2:28:18	末次キシノですはい。大体背景目的はわかりましたので、その辺りは
2:28:25	きちんと説明の資料に反映をしておいていただきたいと思いますが、よろしいですか。
2:28:30	はいわかりました浅香日本検索はいわかりました。
2:28:34	規制庁木野です。重ねて質問ですけども、
2:28:37	176 ページとかを見ますと、
2:28:41	先ほど言われた複数のエリアをですね、つなげるような、増設もされているわけですが、
2:28:49	各エリアごとにですね、集水管のレベル標高っていうのはおそらく違ってくるものもあるかと思えます。
2:28:56	こういった、
2:28:57	高さも違うけどどういうふうにつなが込むのかっていう辺りはですね、断面図なんかを用いて、つなが込みの考え方、方法なんかを説明していただきたいのですけれども。
2:29:09	そのあたりは説明は可能でしょうか。
2:29:13	日本原燃の桜庭です。
2:29:15	546 ページなんですけど建屋、チャンネルボックスパネルウィズ処理建屋、このレベルが高く、それから低レベル廃棄物処理建屋というのが、
2:29:29	もうチャンネルボックスでも低くなっています。またさらにですね、分析だけは制限と提案が、低レベル廃棄物処理建屋より低くなっているというので水は高いところ低い方に流しております。
2:29:41	で、集水管については、それを一番改良体の中をですね、金七海、
2:29:56	とか、あとはそのちょっと上の方に低レベルと、分析建屋については、途中にピットをつくって、そのレベル差をつなぐピットを作って、つないでいるというような状況であります。
2:30:12	清町の岸野です。あらましはわかりました。詳細な配置ですとか構造とかっていうのはおそらく各申請回次の中での確認ということになりますので、詳細まではまだ踏み込まなくても大丈夫かと思えますけれども、
2:30:25	今回申請の中ではですね今ご説明いただいたような、
2:30:30	あらましをですね、断面図なんかを交えてご説明を追加していただければと思いますのでご対応の方、お願いいたします。
2:30:39	はい。日本原燃桜庭です。はい、わかりました。
2:30:43	まだ質問があるんだ。

2:30:46	村尾佐久間
2:30:51	はい。
2:30:53	一応、
2:30:54	17時間。
2:30:55	これ16時半ぐらい。
2:30:57	それ知ってるの。
2:31:04	もしかかるとしたらちょっと区長の方、ちょっと後ろ倒し。
2:31:08	それは可能だったらその方が、
2:31:10	日本例年ですけれども、どなたかご発言されてるでしょう。
2:31:21	なるほど。
2:31:23	記者さん無理だったら、
2:31:25	ミュートになってます。
2:31:27	規制庁岸野です。失礼しました。
2:31:31	すみません。質問を続けさせていただきます。先ほどの件は了解です。了解いたしました。
2:31:37	続けてですね。
2:31:39	38ページをお願いしたいのですけれども、
2:31:48	下線で追記されている内容で、一番下なんですけど、サブドレンシャフトの損傷モードから実践土砂流入量が微量であるという説明があるのですが、
2:32:00	あまり説明になっていなくてですね。
2:32:02	どのような損傷モードだから、土砂流入量が微量であると判断したのかというところを説明いただきたいんですが。
2:32:09	今説明をいただけますでしょうか。
2:32:14	あ、日本全タカハシずこちらについてご説明させていただきます。こちら具体的な解析だとかちょっとこん申請だと、ご提示できないというところでちょっとわかりづらいんですけども、解析結果等からしゃべれんシャフトが、例えば、
2:32:29	SURCでつぶれてしまうといったようなもん、その消耗度とかは考えておらず、例えばレベルの一部分と固陋が損傷するっていうふうな形、要は
2:32:41	陸の方で下の方で喜ばれるところと考えております。そのためには全体モードとしてぺちゃんこにつぶれて、土砂がどぼっと入ってしまうものなどとはそう想定しておらず、
2:32:53	そういった一部のところは、破断してそのところから土砂がちょろちょろとってなんですけども少しずつ入っていくということを考えております。

2:33:04	所長の機能です。イメージは持てました。地震力に対してシャフトの構造から想定される損傷モードがそういった説明内容なのかなというふうに理解しましたので、
2:33:15	言葉を島津にですね、ちゃんと説明をしていただかないと元の主張がわからないのでそこはきちんと説明をしていただくようにお願いします。
2:33:26	日本原燃高橋です。かしこまりました。それでは今ご説明した内容この38ページのところに、文章で何かしら追記するようにいたします。
2:33:37	はい。規制庁の岸野です。
2:33:39	続きまして、ちょっと先ほどの42ページのフロー図に戻るのですが、
2:33:48	42ページフロー図のですね、下の方のダイヤで、
2:33:57	構造的特徴及び施設評価の観点においてというのがありましてこれが先ほどまでいろいろと
2:34:04	考えを聞かせていただいた内容が、
2:34:07	あるんだと思うんですが、これがその一つのダイヤの中に全部集約されていて、先ほど議論があつてですね、基礎形式ですとかマンメイドロックですとか、その辺りっていうのは、この一つのダイヤに、
2:34:20	申し込めるのではなくって、各条件がどういう関係にあるのかどういう手順を踏んで
2:34:25	進めていくのかっていうのはフロー図上でわかるようにしていただきたいくて、これは次回の資料、
2:34:31	修正の時にですね、フローの中に反映をしていただきたいと思いますけれども、
2:34:36	趣旨は理解できましたでしょうか。
2:34:40	はい。日本原燃の東です。はい。先ほどお話ししました。文章中ではもともとあったところですね、MMRのとの関係。
2:34:49	地下空間がある拡大があるかどうか、また、液相であるかどうかというところを含めて、フローの中でわかるような形でお示しできるようにしたいと思います。以上です。
2:35:01	規制庁の岸野です。
2:35:04	はい。よろしくお願いいたします。
2:35:16	活動ですね、42ページと43ページについて、ちょっとまだこちらについても考え方がどうも整合がとれていないようなところがありますので幾つか確認をしたいと思います。
2:35:37	まず40、43ページですね、43ページの②の施設の沈下というところで、
2:35:43	1行目にその検討条件が書かれていて、
2:35:47	施設が液状化対象層に設置されている場合っていう記載があります。

2:35:53	これを
2:35:57	逆にとらえますと、基礎地盤が液状化対象層でない場合、例えば鷹架層に乗っている場合、
2:36:03	そういったものの施設は沈下検討の対象外と整理しているように読めますけれどもまずはその理解でよろしいですか。
2:36:12	日本原燃の東です。はい。ご指摘の通りここでは、施設の強い地盤、高尾そうですかMMRとか、
2:36:19	そういうところの形で記載してございます。
2:36:24	規制庁の岸です。
2:36:26	再確認ですけど、そういった鷹架層とかが基礎主基礎地盤としてある場合は沈下を検討しないという方針ということでもよろしいんですね。
2:36:40	日本原燃の渥美です。はい、液状化として、
2:36:43	そうですねMMRですとか、鷹架層というところは、現在、議場化対象層ではないというふうに判断してございますので、沈下の検討としては、必要な
2:36:56	基盤についての必要ないのかなというふうに考えてございます。以上です。
2:37:00	規制庁の岸野です。はい、わかりました。そうすると先ほど42ページのフロー図にも、場合によっては分岐点として入ってくるのかもしれないなと思いますので、
2:37:10	そのあたりちょっとフローの再検討の際に、
2:37:14	念頭に、
2:37:15	考慮に入れていただければと思います。
2:37:21	日本原燃の東ですはい、ご指摘のところを踏まえてフローの方にも反映するようにいたします。以上です。
2:37:27	施設のキシノです。あとですね同じページの③の施設の伝統なんですけれども、この1行目を見ますと、
2:37:36	②とか④とは違って、
2:37:39	施設の周囲に液状化対象層が分布する場合、
2:37:43	木曾ではなくて周囲にとあるんですけれども、
2:37:47	この③の判断基準が3パラ目にあってこれは②④と同じ文章が載ってるんですが、これで、
2:37:55	問題ないのでしょうか。
2:38:01	もう少し質問いたしますと、すみません、61ページには具体的内容があって、61ページの③を見ますとそういった記載はなくてですね。
2:38:11	転倒モーメントに対して安定モーメントを下回っているか否かを確認するとあって、

2:38:16	43 ページ述べているような支持性能の評価には触れてなくて特に関係なさそうなんですけどそれも不可踏まえて、
2:38:24	ご説明をいただけますでしょうか。
2:38:29	はい。日本原燃矢田です。はい。43 ページの方では方針としてこのような場合、施設の周囲に液状化対象があって、液状化の影響があるという時には検討すると。
2:38:42	していながら、実際の 60、
2:38:44	ページ以降ですかね、の、
2:38:46	具体的な施設においてどのような評価するかというところについては、
2:38:50	少し念のためというところで、そういった条件なしで記載してございますので、そういったところをちょっと整合がとれていないというところかと思えますので、そこは
2:39:00	ちょっと後ろの方の実際やっていること、このポツ 2 で書いてる、方針というところがしっかり整合する形で
2:39:11	修正したいと考えてございます。以上です。
2:39:14	規制庁の岸野です。はい、わかりました。お願いします。
2:39:18	同じ次の 44 ページなんですけども、
2:39:22	施設の活動、④番ですね。
2:39:25	これの一行目は、②と同じ記載があって、
2:39:31	これを読むと、先ほどの繰り返しになりますけど、基礎地盤が非液状化層であれば、施設の活動が生じないというふうにも読めるんですけど、
2:39:40	これはどういう意味なのでしょう。
2:39:42	基礎地盤が岩盤であれ何であり滑りつてのは発生し得ると思うんですけども、現在の考えとはまた違うところにあるんですかね、教えていただけますか。
2:39:55	日本原電の東です。はい。江藤市長さんのおっしゃる通り、周囲が液状化するしないかわらず、活動のするしないというところについては液状化とは切り離して検討すべきものと、
2:40:08	考えますとこの方はちょっと液状化した場合に、活動として、どのような影響があるのかというところをちょっと下か。というところにちょっととらわれて、液状化対象。
2:40:19	層理設置されてる場合にはという書き方になってございますので、そこはちょっと適切でなかったなというふうに考えてございます。そこは、適切に修正したいと考えてございます。
2:40:30	出張のキシノです。
2:40:32	はい。ちょっと背景がよく理解できないところではあるんですが、液状化を前提とした考えにとらわれてたということからすると、やはり先ほ

	どの 42 ページのフローの話に戻っちゃうんですけど一番最初にそれが来るってのはちょっと、
2:40:47	おかしな話なのかなと思いましたので、
2:40:50	多分位置付けも変わってくるのかなと思いますのでそれとあわせてですね、この 43 ページの記載の方も見直していただければと思いますけれども、
2:41:01	すいません。
2:41:03	あわせてこの④の、
2:41:05	3 パラ目に判断基準が載っていますが、
2:41:10	液状化評価が施設の支持性能の評価に影響を与えるか否か。
2:41:16	で判断するという事なんですけど、これで活動の有無が評価できるのはちょっと思えないのですがこれは何を意味するんでしょう。
2:41:28	日本原燃イナヅマです。はい。実際やっていることとしてはその施設そのものが活動するかどうかという判断で評価をさせていただきます。
2:41:38	こちらの方C性能への影響という、
2:41:42	ペーパーを
2:41:44	文章としては、説明としてはちょっと不適切と考えてございます。こちらの方も見直したいと考えてございます。
2:41:50	規制庁の岸野です。
2:41:52	ひょっとしたら活動によって今回のネットの杭基礎のような杭がですね、
2:41:58	地盤全体の活動によって杭をギロチン破断して支持性能に影響を与えるってようなことを言ってるんだらうかと想像を膨らませたんですけど、そういう意図ではなくって、何か別のもの、
2:42:10	イメージでこの文章になってしまったということでもよろしいですか。
2:42:15	はい。実際日本原電の東です。実際やってるとしてはおっしゃる通り
2:42:20	杭等H g 地盤である、
2:42:25	鷹架層との境界での活動の有無について衛藤。
2:42:30	強化し、
2:42:31	それを判断基準としてございましたので、ちょっとこちらの方の文章が、時勢ってこと、
2:42:37	線は取れていないという文章でしたのでこちらの方をちょっと修正する形で対応したいと考えてございます。
2:42:44	規制庁の岸野です。
2:42:46	ここの 42 ページ 3 ページの内容っていうのは杭基礎構造物に限定した話ではない、そういう位置付けだと理解していますのでそれも踏まえてですね。

2:42:56	ちょっと記載の、
2:42:58	検討説明の検討というのをしていただきたいと思いますし、
2:43:04	なぜ今頃そういったことなのかなっていうところもあるんですけどもきちんと整理をしていただければと思います。
2:43:11	はい。日本原燃イナツマです。はい。こちらの方
2:43:14	建物構築物全体にかかる、
2:43:18	その液状化依拠営業因子に対する評価の考え方というふうに認識してございますので、そちらの方へ説明できる形で、修正いたします。
2:43:30	規制庁の岸野です。はい。お願いいたします。43 ページについては最後になりますけど、⑥構造物の浮き上がりの説明で、
2:43:41	浮力が生じるか否かを判定基準、
2:43:47	するという説明になっているのですが、
2:43:58	すいません。
2:44:11	すみませんこれはちょっと私古いバージョンを見てたかもしれないですね。
2:44:27	あ、はい、すいません、こちらちょっと私の勘違い入ってたようですので特にコメントはございません。
2:44:34	私からの確認ワー以上になります。
2:44:43	政治のタケダですその他規制庁側から確認ございますでしょうか。
2:44:52	規制庁上出です。さっき 38 ページのところのやりとりで、
2:45:00	工事課井手云々っていう話をされてたようなんですけどちょっと
2:45:08	聞き漏らしてまして、次回で何か説明することあるんですけど。
2:45:21	日本原燃高瀬衛藤説明といますかちょっとあそこんところない。何も可視化
2:45:28	をこの度いろいろお示しできてないところなので、例えば
2:45:33	耐震日、耐震ピットの解析の結果でこういった登録状態になってますというところから全体として損傷モードこんな感じになりそうだったところ。
2:45:45	ちょっと今回の申請では何も説明できてないといった、そういったことをご説明したかった次第です。
2:45:55	と規制庁カミデです。なのでともとも次回でこういうことは説明しようと思ってたけど、とはいえ、
2:46:03	今回ももうちょっと書かなきゃいけなかったなって感じですか。
2:46:10	日本原燃高橋です。
2:46:12	お考えと今回の、ちょっと記載が少し少なかったっていうところですので先ほど申し上げたようにここの今回、金参事文書で先ほどご説明したような形でこういった損傷モード

2:46:24	を想定してますというのを追記させていただきたいと考えております。
2:46:29	規制庁カミデです。
2:46:33	講師会で説明事項が増える場合に、す、こういうことは次回で説明しますよっていうのを、
2:46:42	何らかわかるようにして、こういう格好で説明しますっていうルールではあると思いますし、そういうものがあると、耐震建物01っていう資料のオシドリ表がありますけど、
2:46:57	工事会で追加の説明項目がありますよっていうのもちゃんと示してくださいねと。
2:47:03	いうこととお話してると思いますが、そのあたりは認識されてますか。
2:47:21	はい。日本原燃の東です。はい。そのような対応するとすべきかというところ認識してございまして、ちょっとこちらの方、今回対応が抜けていたというところがございます。
2:47:31	以上です。
2:47:34	藤規制庁カミデです
2:47:38	気にしてるのは、
2:47:40	本当にこれだけかっていう感じがして、あまり意識をしてないようであれば全部ちゃんと見てくださいねって話なので、
2:47:50	今のご回答からすると、認識はしていてこれだけ抜けてましたってことですが、
2:47:58	もう耐震建物01も、し、真木殿の方を踏まえて、
2:48:06	仕上げにかかるタイミングですからそういう取りこぼしがないように気をつけてください。
2:48:15	日本原燃の大橋でございます。ページ建物01の方につきましては、今上出さんおっしゃってありました通りキリン側の整理の方を踏まえまして回せるような形で整理をしているところでございます。そこで大事になるっていうところは、
2:48:28	第1回の中で方針的なところもしくは内容のところでは代表的に、第1回の申請施設の中で説明した内容そこから差分がどれぐらい第2回で出てくるかというようなところになると思いますので、そこに取りこぼしがないように整理されるっていうのは必須案件だと思っておりますので、
2:48:43	この件も、今のこの資料のこの件も含めましてきちんと精度よくしてから、お出しするようなことを考えているところでございます。以上です。
2:48:52	はい。規制庁神です。よろしく申し上げます。とりあえず以上です。
2:49:03	植木関をタケダにするその他規制庁が確認ございますでしょうか。
2:49:08	規制庁の岸野です。1点だけ残しておりました。すいません。

2:49:14	資料の 26 ページをお願いしたいんですけども。
2:49:24	(1) のウラン出し小建屋の
2:49:28	説明なんですけど、
2:49:33	下線部で、サブドレン管を設置してない云々といった説明が加えられています。
2:49:39	下の方にはですね、
2:49:43	頭地下水の解析結果から、
2:49:48	水位が抑制されることを考えるというような説明もあるんですけども、
2:49:52	この地下水の解析結果というのは、サブドレンが設置されてないっていうことを解析条件とした結果という理解でよろしいですか。
2:50:05	日本原燃伊奈様です。はい。実態に即した形ですのでU多少縦の低迷にサブドレン感がないと。
2:50:14	実態に合わせた形での解析で実施してございます。以上です。
2:50:20	規制庁の岸野です。解析においてはそういった解析条件なり、条件設定をやって、
2:50:26	た上での解析結果であるというご説明と理解しました。はい。ありがとうございます。私から以上になります。
2:50:37	その他規制庁が確認ございますでしょうか。
2:50:43	よろしければ、表現の方から、振り返りと、
2:50:47	マージン 00 への反映とかを含めて、どういったスケジュールで進めていくのかという、スケジュール感ですね説明をお願いいたします。
2:50:57	はい。日本原燃イナヅマです。
2:50:59	まず冒頭、最初の方ほうで議論させていただきました液状化対象の考え方につきましては、
2:51:10	早急にですね、こちらの方、今日の議論を踏まえた形での整理を行って、
2:51:15	地震 0001 側への対応、と考えてございます。もともとの予定では、今日のヒアリングを踏まえて
2:51:26	曜日ですので、27 日に提出と考えてございます。こちらの方も、衛藤。
2:51:33	整理する内容を踏まえた形で、提出についてちょっとまた調整し、ご回答させていただきたいと考えてございます。
2:51:45	その後の議論でございました。サブドレン側への面等、それぞれ今回追記した部分について、なかった部分。
2:51:55	また、
2:51:57	液状化対象フローに関わる、実際の液状化、
2:52:02	による影響因子の抽出との関連の部分、43 ページ 44 ページでございませんですけどこの方の整合というところも踏まえて、実際やっていることの、

2:52:13	しっかり
2:52:14	記載を合わせてという形で対応したいと考えてございます。こちらの耐震13の資料の修正、修正を再提出につきましても、また関係者で対応状況を確認して、
2:52:26	その必要期間等を考慮した上で回答日につきましてはまた別途、
2:52:31	連絡させていただきたいと考えてございます。以上です。
2:52:38	規制庁竹田です。ありがとうございます。今の説明でコメントあればお願いします。
2:52:46	規制庁カミデです。00もまた博士にみたいな感じでしたけど、
2:52:54	一応0ゼロうはつくれるように話をしたつもりではあるんですか。
2:53:01	あれですかね。うん。時間かかりそうですか。
2:53:07	日本原燃に直しました。いや、もともと予定した時期での対応的な形でちょっと関係者で認識合わせた上で
2:53:16	0001側の修正反映というところも考えていきたいと考えてございます。
2:53:26	はい。規制庁岡部です。
2:53:29	うん。何かよくわからないですけど。はい。
2:53:34	すごい、そういう意味で言うと
2:53:37	割と明確に話をしたつもりはありつつ、何かわかんないこととかがあってあります。
2:53:48	日本原燃イナヅマです。遠い園、ちょっと確認させていただきたいというところはございませんわたしの認識が、しっかりできてなくても大変申し訳ないけども
2:53:58	審査会合での説明。
2:54:01	これまで説明した内容と、今回、議論させていただいて、液状化対象にする施設、また市内施設というところ、
2:54:11	あなたがちょっと方針的に変わっているという認識だということをお聞きしました。ちょっと具体的に、
2:54:20	どのような功勞について変わっているかというところについてと、ちょっと再度認識合わせをしたいと考えてございますすいませんちょっとこちらの方の認識が、
2:54:30	大変申し訳ないんですけども、ここはもう一度、
2:54:34	ご説明いただいてもよろしいでしょうか。
2:54:38	規制庁神です。まず聞いてたのは00のスケジュールの話なので、その00の基本方針を書く上で今日話はしたつもりなんですけど、何か不明点がありますかっていうことについてはまずありませんっていうことではないですね。
2:54:56	失礼いたしました。はい。そちらについては確認はございません。

2:55:02	規制庁深見です。
2:55:05	液状化のところワー会合でも話をしてヒアリングもしてっていうところ です。基本的には、
2:55:16	フローみたいなところは目、常に明確明確であったので、
2:55:25	何ていうか、かちつこう変わったっていうことでもないんじゃないか なと思ってます要は考えがちゃんと整理された状態に至らなかったの で、
2:55:36	至ってなかったのっていうことはありつつも、基本的にはさっき言っ たように地下冷却塔なんか、なんでやんないのっていうと埋め込みがな いですとか、
2:55:47	あとはマーメイドロックそのままマーメイドロックだし、
2:55:53	あとは0なんでしたっけ。ええ。
2:55:57	そういうことですねマーメイドロックに支持されて、さほど埋め込み深 さもなくて、
2:56:03	いうところでそりゃあ、影響ないでしょうと思っていたところだったん です。それ以外の堂々とかいや、あの建物とかに囲まれてない限りは、
2:56:15	基本やるんだらうなど。
2:56:17	それは改良地盤の上にはかかわらずっていうことはその杭のところでも 結局最初改良地盤云々の話をしてましたけど、結局やることになったっ ていうところがあったので
2:56:30	基本改良地盤が、これぐらいあればっていう方針ではないと思っていた ということです。他の耐震班の方から補足があれば、
2:56:41	補足していただければと思います。
2:56:45	規制庁の木野です。前回の会合っていうのはちょっと正確な日付は忘れ ましたけれども、去年の
2:56:51	4月とか6月とかの会合で、液状化の検討、評価検討フローみたいなも のですね説明があったように記憶をしています。
2:57:02	それは、
2:57:03	次回申請以降も含めた全体に対する評価方針という説明を受けていたよ うに思っていて、そのフローと見比べていただければ今日の42ページ のフロー図ってのはがらりと変わっているということが、
2:57:16	まず大きな変更点になるのではないかなと思います。
2:57:21	で、具体的にどう変わったかっていうの今話があったようなことになる かと思いますので、その辺りが、
2:57:27	これまで説明を、会合で説明を受けた。
2:57:31	内容からの変更点ではないかというふうに、こちら認識しており、
2:57:37	以上です。

2:57:41	日本原燃成松はい。ご回答ありがとうございますはい。これまで審査会合で我々が議場化対象とするしないというところを説明した部分と、今回説明した内容が違っているとの性格ですけどもちょっと、
2:57:55	今日の日ヒアリング、議論を踏まえて、見直したものの比較等も踏まえてですね、それぞれの断面で同様に考えていたのかと。
2:58:04	ところを整理した上でご説明できるようにしたいと考えてございます。以上です。
2:58:13	規制庁深見です。今のご説明っていうのは、
2:58:17	どのタイミングでどういう形でするんですかね。
2:58:27	日本原電イナヅマです。
2:58:29	ちょっとお待ちください。
2:58:48	はい。修正したものの考え方につきまして速やかにご説明できるように準備したいと考えてございます。
2:58:57	藤規制庁カミデです。速やかにというのはよくわからないんですけど、
2:59:05	例えば耐震建物13のデバイスに合わせてロッカー。
2:59:10	00に合わせてアンカー、もしくはそれとはまた別のタイミングで、
2:59:17	何かその場代だけでヒアリングするっていうのも、
2:59:22	何かおかしな感じもするんですけどどういう考えなんですか。
2:59:35	日本原燃東です。はい。フローの部分だけではございますけどもこちらの方はしっかり01、0001ですね。
2:59:43	側の提出、また説明、ヒアリングの際に説明できるようにしたいと考えてございます。
2:59:49	以上です。
2:59:52	規制庁神です。
2:59:56	今不フロー直したものを説明するって言ったのか先ほどまで言った考えの編成みたいなものを説明するのかっていうのがまたよくわからないんですけど。なんかも、もうちょっとわかるように説明してもらえないですかね。
3:00:21	はい。日本原燃イナヅマですはい。フローの説明に合わせて、その御説明フローそのものをご説明した断面での考え方を合わせた形で、
3:00:32	整理してご説明したいと考えてございます。以上です。
3:00:39	はい、規制庁カミデですわかりました。
3:00:43	00の中に入れる風のヒアリングに間に合うように
3:00:48	ヒアリング用の資料としてまとめるパワー
3:00:51	多分、時間的には後者なんだと、だろうとは思いますがそんなつもりで考えておきます。

3:01:09	規制庁田伏町カミデです。あとちょっと最後に確認なんですけど、今日うちの方から大柿さんいないんですかっていう話をされ、
3:01:20	していてで、そのあと少しして松本さんが入ってこられたんですけど、
3:01:28	ちょっと本県のその責任者の方って、どなたなのかなってというのが、ちょっと私はあまり意識してなかったんですけど
3:01:38	大柿さんなのか松本砂子又別の方のパッケージ、ちょっと教えていただけます。
3:01:46	裾野変動もムラヤマはさっき説明したけど、松本多分今日来てないかなと思いますけど。すいません。村山さんでした申し訳ないです。いえ、責任者としては大木さんちょっと大上の方から、
3:01:59	すごく前にちょっと先ほど 30 分前からちょっと参加していただいています。
3:02:08	液状化に関しては
3:02:11	4Bの値を、以降私の方で責任を持っておりますので、
3:02:17	この江田日向の 13 につきましても、私の方が責任者ということでございます。
3:02:24	すいませんちょっと審査、今、ご指摘のあった過去において審査会合でご説明した内容との照合というところについては、確かに審査会合の場では、
3:02:35	明確にご説明はせずにですねちょっと大変だったの 13 にも全部
3:02:39	依存した形の、別になってしまったんですけど、
3:02:46	我々これまでの検討を踏まえて 11 通りちょっとこれまでフローが明確だったところを、一応、ドッキングないとして、きちんと
3:02:56	考えを整理したものが今回のものでしたので、
3:03:02	ちょっと私、今日の
3:03:04	そのに関するやりとりを随分上げてきていないんですけども、改めてちょっと今日いただいたコメントも踏まえて、さっきのですね、
3:03:13	一応実践にちょっと見、話すべきところは見直して改めてご説明したいと思います。以上です。
3:03:20	はい。規制庁神です中身については先ほど確認した通りなので、はい。よろしく願いますということであと、どなたが責任者だったのかなって
3:03:33	いつもあまり大体担当の方と私も話をするんで、私が不勉強でそちらの体制をちゃんと知らなかったのを確認させてもらったと。
3:03:44	いうところですか。はい。すいません以上です。
3:03:54	規制庁の竹田ですその他全体通して何かございますでしょうか。
3:04:00	日本原燃、よろしいですか。
3:04:04	はい。日本原燃です。特にございません。ありがとうございます。

3:04:09	規制庁竹田です。はい。それでは本日のヒアリングは以上で終了とさせていただきます。お疲れ様でした。
3:04:18	ありがとうございます。